



第六次深川市総合計画

豊かな自然と暮らしが調和した 田園都市 ふかがわ

令和4年度(2022年)～令和13年度(2031年)



北海道深川市



【 ごあいさつ 】



深川市長 山下 貴 史

私たちのまち深川市は、明治 25（1892）年から令和という新しい時代にかけて、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって、基幹産業である農業を中心に発展を遂げ、本年開村 130 年、市制施行 60 年を迎えます。

その間、本市は昭和 47 年からこれまで 5 期にわたり総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてまいりました。

しかし、近年、本市を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化し、全国的に加速化している人口減少と少子高齢化をはじめ、デジタル技術の急速な発展、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症拡大を機とした新たな生活様式への移り変わり、大規模自然災害や気候変動問題など、あらゆる分野に大きな影響をもたらしており、今、まさに時代の転換期を迎え、様々な課題に直面しております。

これからの 10 年は、これまでにないスピードで社会環境や経済情勢が変化し、さらには人口減少においても加速化していくことなどが予想されます。

こうした社会の動向や地域課題を踏まえ、人口減少に負けにない活力ある持続可能なまちづくりを展開していくために、国際社会全体の共通目標である SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れた、今後 10 年間の新たなまちづくりの指針となる第六次深川市総合計画を策定いたしました。

本計画では「豊かな自然と暮らしが調和した 田園都市 ふかがわ」を目指す都市像に掲げ、美しく豊かな自然環境と田園風景が広がる本市において、誰もがお互いを認め合い、活躍する心豊かな共生社会の形成と、市民が心身ともに健康で、安心・安全な暮らしを享受できるようなまちづくりを目指してまいります。

計画の推進にあたりましては、地域課題を一つずつ解決していき、先人から受け継いだ「深川市」を次世代の子どもたちに継承していくために市民の皆さんと協働しながら行ってまいりたいと存じますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、まちづくりに関する提案・意見の募集やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、ご審議いただきました「深川市新しいまちづくり市民協議会」委員の皆さま、市議会議員の皆さまに心からお礼申し上げます。

contents

目次

【 序 論 】

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけと特色	1
第3	計画の期間	1
第4	新たなまちづくりに向けて	2
第5	基本的なまちづくりの分野	8
第6	各分野の推進に共通した行政手法	9
第7	めざす都市像	14

【 各 論 】

第1	まちづくりの各分野における施策体系	15
第2	施策体系ごとの現況と課題及び政策の方向性（主要施策）	18

1 福祉・健康・医療に関する分野

(1)	地域福祉	19
(2)	障がい者福祉	20
(3)	高齢者福祉	21
(4)	児童福祉	23
(5)	市民の健康と地域医療	24

2 経済・産業に関する分野

(1)	農・林業	26
(2)	商業・サービス業	29
(3)	ものづくり産業	30
(4)	観光・交流	31
(5)	雇用の確保	32
(6)	消費生活の安定・向上	33

3 快適な生活基盤の構築に関する分野

(1)	交通・道路	34
(2)	住環境	36
(3)	市民生活の安全	38
(4)	環境・エネルギー	40
(5)	移住・定住	42

4 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野

(1) 人材の育成	4 3
(2) 学校教育	4 5
(3) 社会教育	4 7
(4) 芸術・文化・スポーツ	4 8

【 付属資料 】

第1 深川市における総合計画の策定状況	5 0
第2 深川市新しいまちづくり市民協議会	5 1
第3 まちづくりアンケートなどの状況（市民意見の反映）	5 3
第4 総合計画策定委員会	5 4
第5 議会との関係	5 6
第6 総合計画と個別計画との関係	5 6

【 序 論 】

【 序 論 】

第1 計画策定の趣旨

深川市は、平成24年（2012年）に「第五次深川市総合計画」を策定し「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」の都市像の実現に向けた取り組みを積極的に進めてきました。

一方、急速に進む少子高齢化や人口減少に対応するため、平成27年度（2015年度）に「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口ビジョンに掲げた目指すべき人口の将来展望の達成に向け、人口減少の流れを緩やかにするための対策を継続的に進めてきました。

近年、市民のニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化するとともに、市民の安全で安心な生活に対する意識や世界的な気候変動に伴う環境意識の高まり、激甚化する災害、新型コロナウイルス感染症への対応、デジタル社会の進展など、地方を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

このような社会経済情勢の変化や直面する様々な地域課題に的確に対応し、新たな時代の豊かさを創り上げていくためには、中長期の視点に立った計画の策定が必要です。

深川市は、市民と行政の協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、これまで進めてきたまちづくりの成果を生かしつつ、市民の皆さんからいただいた意見を踏まえ、今後10年間にわたる「第六次深川市総合計画」を策定します。

第2 計画の位置づけと特色

この計画は、新しい時代に向けたまちづくりの基本指針として、市民と行政が共にまちづくりを進めるための最上位の計画に位置付けます。（計画体系図は60～61ページを参照）

わかりやすいビジョン型の計画

市民とまちづくりの方向性を共有しながら進めるため、各施策において将来どのようなことを目指しているのかを表した、わかりやすい計画を心がけています。

また、本市の将来を長期的に展望した基本指針を明らかにし、その実現に向けた道筋を示すことに重きを置くとともに、福祉・健康・医療、経済・産業、生活基盤、教育などの具体的な推進施策は、別に策定する分野別の計画などにより推進します。

人口減少、過疎化、大規模自然災害への対応を重点的に推進する計画

人口減少に伴う過疎化への対応や、激甚化している大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりなど喫緊の課題に対応するため、総合計画とは別に策定する「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>」、「第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「深川市過疎地域持続的発展市町村計画」、「深川市強靱化計画」を重点計画と位置づけ、関連する施策を一体的に推進します。

第3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

なお、計画期間中において大きな社会経済情勢の変化などがあった場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第4 新たなまちづくりに向けて

関係団体から推薦を受けた代表者などで構成する「新しいまちづくり市民協議会」、市民 1,000 人を対象に行った「まちづくりアンケート」、「まちづくりに関する提案・意見の募集」等では、市民の皆さんから多様なご意見をいただきましたが、これらの意見・統計データなどから、深川市の現状と将来に向けた新しいまちづくりの課題が見えてきました。

また、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、本計画の策定にあたり留意すべき事項について整理しました。

1 市民の意識 ～まちづくりアンケートの結果(抜粋)～

第六次深川市総合計画の策定にあたり、18 歳以上の市民 1,000 人を対象に「まちづくりアンケート」を実施しました。

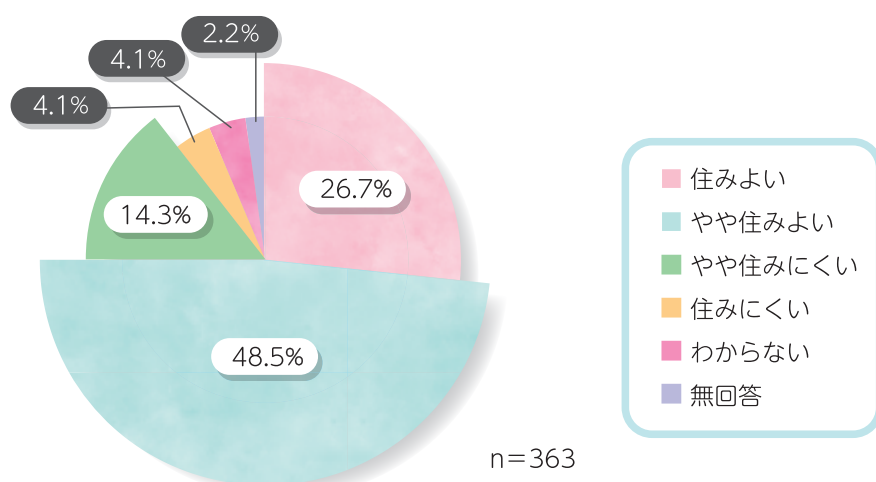
主な回答結果は下記のとおりです。

(1) 現在の「住みよさ」

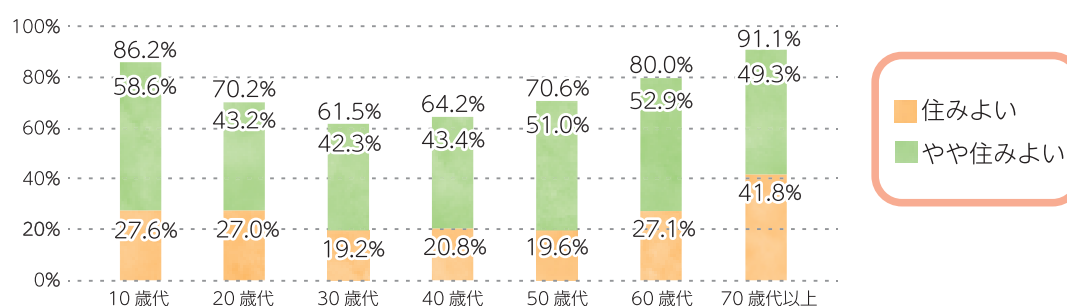
深川市の住みよさについては「やや住みよい」が 48.5%と最も高く、次いで「住みよい」が 26.7%、「やや住みにくい」が 14.3%となっています。

年齢層別にみると 70 歳以上のかたは「住みよい」、「やや住みよい」とする割合が 90% を超えており、10 歳代及び 60 歳代は 80% 台、20 歳代及び 50 歳代は 70% 台、30 歳代及び 40 歳代は 60% 台となっているように世代間に差が見られます。

また、同項目について過去に実施したアンケートと比較すると、平成 22 年度では「大へん住みよい」、「住みよい」とするかたが 52.8%、平成 29 年度では 58.7% となっており、住みよいと思うかたの割合が 10 年前と比較し、約 20% 上昇していることがわかります。



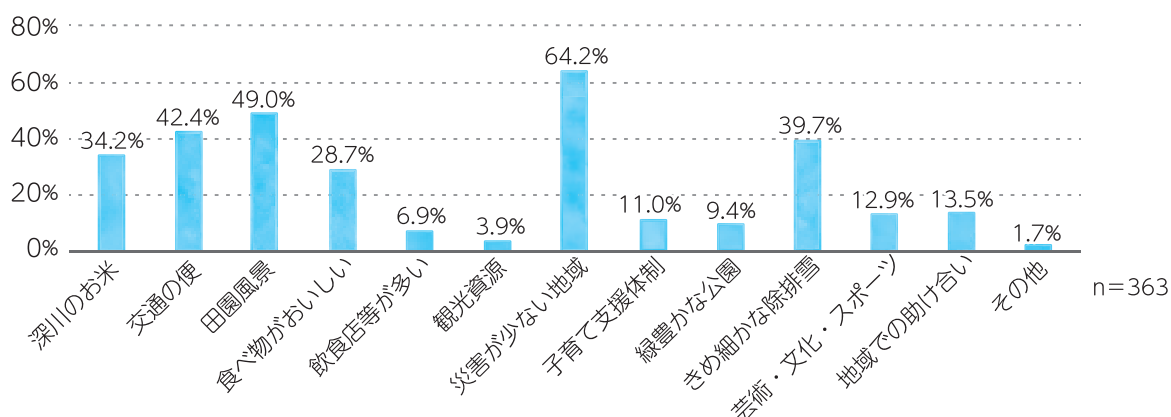
年齢層別にみる「住みよさ」



(2) 将来に残したい「良いところ」

将来に残したい深川市の良いところは「災害が少ない安全・安心な地域」が64.2%と最も高く、次いで「豊かでゆとりとした自然や住環境と田園風景」が49.0%、「都会と田舎のちょうどいいバランスと交通の便の良さ」が42.4%となっています。

一方で「市外から人を呼び込める観光資源」や「おいしい料理・ごはん・お菓子などが食べられるお店が多い」、「緑豊かで憩いの場所となる公園」などについては、いずれも低い割合となっていることから、より市民のニーズに寄り添った取り組みを進めていくことが求められています。

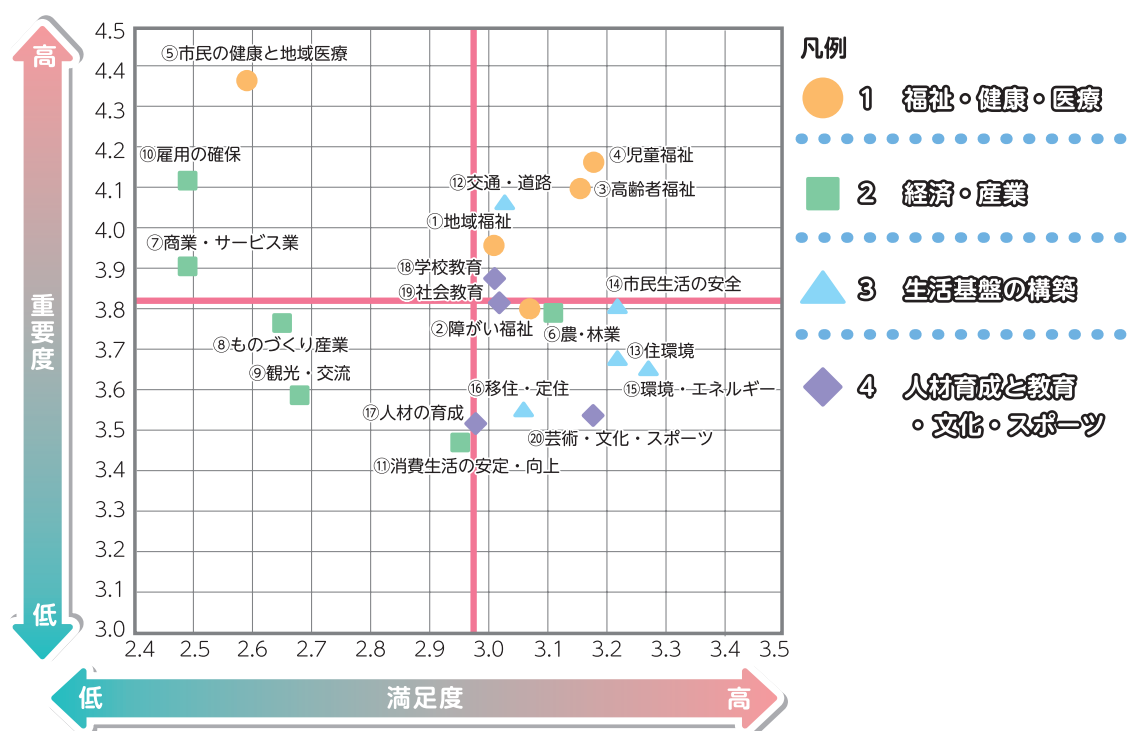


(3) 現在の「満足度」と今後の「重要度」

第五次深川市総合計画における主要施策の「満足度」と「重要度」を5段階評価で表してみると「満足度」の全体平均は2.97、「重要度」の全体平均は3.83となっています。

「満足度」が高く「重要度」も高い施策については、「児童福祉」、「高齢者福祉」、「交通・道路」などが上位にあげられます。反対に、「満足度」が低く「重要度」が高い施策については、「市民の健康と地域医療」、「雇用の確保」があげられます。

また、設問によっては年齢層別で回答の違いが見られ、例えば若い世代では「児童福祉」や「商業・サービス業」、「環境・エネルギー」、「学校教育」、「社会教育」において、他の世代よりも重要と考える方が多くいました。

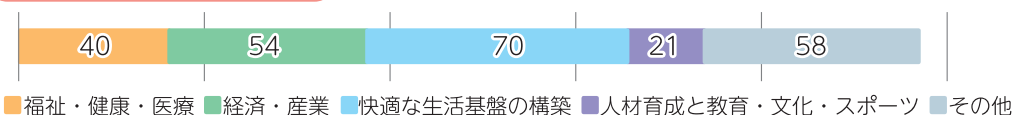


(4) 将来のまちづくりに関する市民の声

アイデアや提言などを自由に記載していただく回答欄では、たくさんのまちづくりに対するご意見をいただきました。

いただいたご意見を、第六次深川市総合計画における分野ごとにあてはめた場合「快適な生活基盤の構築に関する分野」についての意見が最も多くありました。

分野別回答数（延 243 件）



※ 1 人の意見の中に複数の項目が含まれている場合は、各項目でカウントしています。

「福祉・健康・医療」に関する主な声について

- ・子育てに関する意見等が多く、子育ての負担や不安感を解消できるような取り組みが求められています。また、子どもや高齢者など誰もが、安心して暮らせるよう医療従事者の安定的確保に向けた取り組みについても求められています。

「経済・産業」に関する主な声について

- ・雇用の確保に関する意見等が多く、誰もが安心して働くことができるよう就業環境の整備が求められています。

「快適な生活基盤の構築」に関する主な声について

- ・除排雪や交通に関する意見等が多く、除排雪については他自治体と比べて充実しているとの評価が高い一方で、冬期間の安全と快適な交通を確保する観点から、より効率的な道路の維持管理が求められています。また交通については、自家用車を運転しない人でも、自由に出かけられる環境の整備や支援が求められています。

「人材育成と教育・文化・スポーツ」に関する主な声について

- ・教育に関する意見等が多く、子どもたちの確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育が求められています。

「その他」に関する主な声について

- ・行政手続きや組織の効率化を求める意見等が多くありました。

2 時代の潮流

人口減少や税収入の減収など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。本計画を策定するにあたり留意すべき時代の潮流を整理しました。

(1) 人口減少に伴う地方創生の推進と過疎対策

少子化の急速な進行により、我が国は、平成 20 年（2008 年）から人口減少時代に入っていると同時に、都市部への人口の一極集中により、地方の人口減少と過疎化はさらに加速し、地域経済規模の縮小や人材不足など地方への影響は拡大しています。

国は、平成 26 年（2014 年）に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、地方での

雇用創出や大都市から地方への新しい人の流れをつくるとともに、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる「地方創生」を推進しています。

この法施行により地方公共団体においても「人口ビジョン」、「地方創生総合戦略」に基づいた「地方創生」に向けた具体的な施策の展開による、将来にわたって持続可能な地域経営が求められています。

本市の人口の推移についても出生数の低下や働き盛りの世代の市外流出などにより、年少人口*及び生産年齢人口*の減少が急速に進行しており、令和2年（2020年）の人口は20,039人で、平成22年（2010年）に比べると、15.5%減少している状況です。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の令和22年（2040年）の総人口は13,099人（グラフ1参照）まで減少し、高齢者人口*が50%を超えると予測されています。

本市は、これまで少子化を食い止めるためのさまざまな取り組みを推進してきましたが、平成13年（2001年）に171人の出生数であったのが、平成23年（2011年）には133人、令和2年（2020年）には84人となるなど、少子化に歯止めがかからず、人口減少に拍車がかかる現状にあります。

こうした本市における人口減少・少子化・超高齢化のさらなる進行は、労働人口の減少や税収の減少、担い手不足による地域コミュニティの低下など、市民の暮らしや地域社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、現在は本市を支える農業等の維持発展、地域資源の活用、移住・定住の促進、地域と多様な関わりを持ち、地域づくりの担い手として課題を解決するなどの関係人口の創出、観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大、子育て支援の充実、公共交通の確保などを総合的に推進することで、人口減少の流れをできる限り緩やかにし、地域の活力の維持や若い世代の就労・結婚・子育ての希望をかなえられる環境を整えるとともに、子どもから高齢者まで、誰もが将来にわたって住み続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくり

現在、本市では「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>」及び「第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた人口減少対策を推進することで、人口減少の流れを緩やかにし、令和22年（2040年）に向けた目指すべき人口の将来展望として、総人口を15,000人程度に維持することを目標としています。

このことから総合戦略に掲げる主要施策を推進し、人口減少下においても、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる「持続可能なまちづくり」、「人口減少に負けない活力あるまちづくり」を推進することとしています。

また、本市は平成4年度（1992年度）から過疎地域の指定を受け、過疎対策に取り組んでいます。

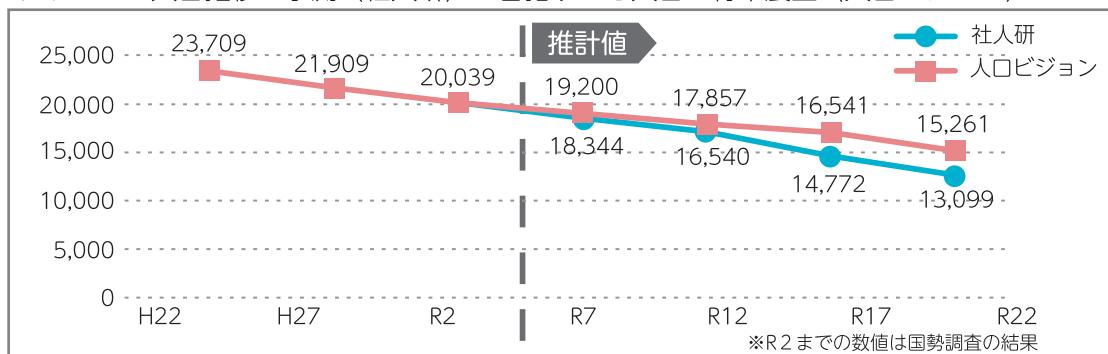
現在は、令和3年度（2021年度）に「深川市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、この計画においても先述の人口ビジョンや総合戦略と整合性を図りながら、本市の特性と地域資源等を活用するなどの過疎対策を着実に進めることで「人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくり」を推進することとしています。



用語解説

- * 年少人口 ……15歳未満の人口。
- * 生産年齢人口 ……15歳以上65歳未満の人口。
- * 高齢者人口 ……65歳以上の人口。

グラフ 1 人口推移の予測（社人研）と目指すべき人口の将来展望（人口ビジョン）



資料： 国勢調査結果 令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計
 目指すべき人口の将来展望については、深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン＜改訂版＞によるものとする

(2) 国土強靱化の推進

世界的な気候変動に伴い、国内でも近年、各地で記録的な猛暑や集中豪雨が頻発しており、甚大な被害が発生しています。

また、地理的・地形的な要因から巨大地震が発生し、その度に多くの人命が失われ、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被ってきました。

本市においても、豪雨・暴風雨による洪水や土砂災害、大規模な地震の発生のほか、この地域特有の豪雪・暴風雪などの自然災害に対する備えが課題となっています。

国では、大規模自然災害等から人命を守るとともに、経済社会が致命的な被害を受けることなく迅速に復旧することができる、強くてしなやかな国づくりを目指した国土強靱化や地域防災対策を進めており、地方自治体においても、それぞれの特性に合わせた地域の強靱化に向けた取り組みが求められています。

本市の強靱化

- ・国の「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と整合性を図りながら「深川市強靱化計画」に基づき、大規模自然災害への対応を見据えつつ、平時の段階から人命の保護、市民の財産や公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興、市の持続的成長の促進に資する防災・減災への対策を推進します。

(3) SDGs の推進

国では、平成28年（2016年）にSDGs*推進本部の設置とあわせて実施指針を決定するなど、その達成に向けた推進に取り組んでいます。

また、SDGsの推進には、自治体の役割の重要性が指摘されているほか、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも、自治体におけるSDGsの取り組みの推進が位置づけられています。

北海道においても、道民がSDGsについて考え、自らの行動につなげていくための指針として、平成30年度（2018年度）に「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、道内におけるSDGsの主流化や、多様な主体が連携・協働した取り組みを促進し、北海道全体でSDGsの推進を図ることが位置付けられました。

本市においても、国際的な視野に立ってSDGsの目標（ゴール）に照らした本市の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた取り組みを推進する必要があります。



用語解説

- * SDGs（エスディーゼーズ）……平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと。令和12年（2030年）を期限としている。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、細分化された169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標。

SDGs との関係

- ・総合計画では、人口減少下においても将来にわたり安心して暮らし続けることのできる「人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくり」を基本方向としているため、SDGs の目指す 17 の目標（ゴール）を本計画の「4 つの基本的なまちづくりの分野」ごとに分類することによって、その取り組みの方向性を示し、SDGs の理念と合致する各種施策を推進することで、SDGs の目標達成にも資するものと考えます。
- ・4 つの分野に紐づく各個別計画の改訂時にも SDGs の観点の導入について検討します。

(参考) SDGs の 17 の目標（ゴール）

1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさを守ろう 	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第5 基本的なまちづくりの分野

第六次深川市総合計画では「第4 新たなまちづくりに向けて」で掲げる課題のほか、社会経済情勢の変化などに伴い発生する新たな課題を踏まえながら、以下の分野ごとにまちづくりを進めます。

1 福祉・健康・医療に関する分野



誰もが住み慣れた地域で、ライフステージに応じて健康で安心した生活を送ることができるよう、市民の健康づくりを推進するとともに、医療・介護・福祉等サービスの充実を図ります。

若い世代が安心して子どもを生み育てられる環境づくりと、高齢者が生きがいを感じながら生涯活躍し続けることのできる環境づくりを進めます。

2 経済・産業に関する分野



安全・安心で高品質な農畜産物の安定的な生産を促進するとともに、担い手の育成・確保に取り組み、次代につなぐ活力と魅力ある農業・農村づくりを推進します。

商工業団体の自主的な活動を積極的に支援し、賑わいと魅力ある商店街づくりに取り組みます。

企業誘致の推進やものづくり産業の振興により、雇用機会を創出するとともに、人材（労働力）育成・確保に努め、雇用の安定を図ります。

3 快適な生活基盤の構築に関する分野



緑豊かな自然環境の中で、市民が快適に暮らすことができるよう、道路や住宅、公園などの生活インフラの整備を進めるとともに、低未利用土地等を活用した面的な整備手法などを用いて、コンパクトな市街地の形成を図り、賑わいがあるまちづくりを推進します。

地域の安全を守るため、交通安全運動・防犯活動の推進や消防・救急体制の強化を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域の防災力の向上を図ります。

4 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野



誰もが生涯にわたって学びを続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びの機会の充実に取り組むとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの成長を支える環境づくりを進めます。

市民が心身ともに健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、芸術文化活動やスポーツ活動への支援を通して、市民の心の豊かさの実現と健康の増進を図ります。

第6 各分野の推進に共通した行政手法

まちづくりを進めていく上では、分野ごとの取り組みに加え、それらに共通する行政手法を活用することが重要です。

今後のまちづくりにあたっては、次に掲げる手法を十分活用しながら様々な施策を推進します。

1 市民との協働の一層の推進

社会構造の変化に伴い、市民のニーズや地域が抱える課題の多様化・複雑化が進んでいます。

こうした行政需要に適切に対応するためには、市民、事業者、行政がパートナーとして意識を高め「協働」によるまちづくりをさらに進めていく必要があります。

また、協働のまちづくりのために、住民団体やNPO*、事業者などと行政情報を共有し、市政に参画する機会を拡充するとともに、その活動を支援していく必要があります。

町内会・コミュニティ組織等との連携強化

- ・町内会をはじめとする地域団体やまちづくり活動団体が実施する、自主的なまちづくり活動をさらに促進するための支援を継続します。
- ・地区コミュニティ活動拠点施設の自主的な管理運営を支援するとともに、各地区コミュニティ組織における活動の推進を図ります。
- ・市民や多様なコミュニティが主体的にまちづくりや地域づくりに参画することができる環境づくりに努めます。

情報発信と広報・広聴活動の充実

- ・公正で開かれた市政を実現するため、個人情報の保護に留意しながら、適切な情報提供に努めます。
- ・地域やまちづくりの課題について市民と行政が共に考え解決するため、市民に市政に関する情報を分かりやすく的確に伝えるとともに、市民の意見を聴く機会の提供に努めます。
- ・市民への情報発信の要である「広報ふかがわ」は、行政施策や社会生活に関する情報など内容が多岐にわたっているため、正しく情報が伝わるようわかりやすい紙面作りに努めます。
- ・ICT*環境の充実等により様々なメディアから情報収集が可能な時代において、ホームページやSNSなどのデジタル媒体の特徴を生かした情報発信に努めます。



用語解説

- * NPO ……Non Profit Organization 「非営利団体」
NPOの要件として、1. 民間で 2. 公益に資するサービスを提供する 3. 営利を目的としない 4. 特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて法人格を取得した団体。
- * ICT ……Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

誰もが活躍する共生社会の形成

- ・性別や年齢、障がいの有無、国籍など、様々な人が多様な働き方をすること（ダイバーシティ）を推奨する企業が増加しているとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し認め合い、社会全体で包み込むように迎え入れる考え方（インクルージョン）が浸透しつつあります。本市においても地域の活力を高めるために、働き方改革に資する取り組みを進めるほか、高齢者、障がいのある方、外国人等の活躍の促進など、誰もが居場所や役割を持ち、互いを支え合い、活躍する共生社会の形成を目指します。

男女共同参画社会の実現

- ・これまでも「深川市男女共同参画計画（第2次計画見直し版）」に基づき、市民の意識づくりやあらゆる分野への男女共同参画の促進に取り組んできました。今後は「第3次深川市男女共同参画計画」を策定するとともに、男女ともに仕事と子育てなどを両立できる環境の整備などの既存の取り組みの強化に加え、暴力の根絶、女性の視点に立った防災、多様な性など新たな課題にも対応した男女共同参画社会の実現を目指します。

未来を担うひとづくり

- ・人口減少により、地域活動、行政、産業、教育、医療・福祉などを担う人材の不足や高齢化が課題となっており、地域にとって必要であるモノやサービスなどの維持が危ぶまれています。未来を担う人材の育成・確保は、地域にとって重要な課題であるため、幅広い分野での担い手確保対策を推進し地域の維持に努めます。

2 デジタル・トランスフォーメーション（DX）* の推進

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にデジタル化を加速し、自治体が行うべき重点事項などを取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しています。

本市では、高齢者・障がい者を含めた誰もがＩＣＴを活用し、安心して快適に暮らせるまちづくりと情報バリアフリーの実現に向け、以下の取り組みを進めます。

利便性を実感できる市民サービスと行政内部のデジタル化の実現

- ・来庁しなくても、手続き、サービスが一貫してデジタルで完結させられるオンライン化*に取り組めます。
- ・来庁しての手続きが必要な場合でも、ＩＣＴを活用した「窓口業務支援システム」の導入により、市民の手間や待ち時間解消に努め、「ワンストップサービス」の更なる充実に取り組めます。
- ・ＡＩ*・ＲＰＡ*等を活用してシステムへのデータ入力やその確認等の事務を省力化し、職員負担の低減を図り、市民との相談や地域との対話、企画立案等の業務に集中できる環境を整備します。
- ・ＤＸを効果的に推進するために、専門的な知識や技術を持った外部人材の活用や職員のＩＴリテラシー*の向上に取り組めます。

市民の活動や事業活動のデジタル化の推進

- ・スマートフォンなどのＩＣＴ機器の操作に不慣れな方を対象に、セミナー開催などのサポートを推進し、デジタルデバイド*対策に取り組みます。
- ・ＩＣＴを活用した事業者のデジタル・トランスフォーメーションの支援を推進します。

3 適正な土地利用の推進

土地は、限りある貴重な地域資源であり、快適で豊かな市民生活や経済活動の基盤となっています。

このような土地の利用については、自然環境や地域特性に配慮しつつ、市民が将来にわたり安全で快適な生活と活発な経済活動を続けられるよう、各種関連法令に基づき適正かつ計画的な土地の利用に努めます。

都市地域

- ・必要に応じた土地の利用や規制ができるように用途規制の検討を行うとともに、コンパクトで魅力的な市街地の形成を図ります。

農業地域

- ・農業生産のみならず、洪水調整など多面的な機能を有する農地をしっかりと保全するとともに、耕作放棄地の発生防止や土地改良事業による生産性の向上に努めます。

森林地域

- ・国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止機能など多様な公益的機能を持つ森林地域は、長期的視点に立ってその保全と計画的な整備、森林資源の適正な利活用を図ります。



用語解説

- * デジタル・トランスフォーメーション（DX） ……進化したデジタル技術を社会に浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。英語表記は「Digital Transformation」ですが、英語圏では「Trans」を「X」と略することが一般的な表記のため、略称は「DT」ではなく「DX」が使われている。
- * オンライン化 ……従来、書面のやりとりによって行われていた行政手続きを、コンピューターで繋がったシステム上で行えるようにすること。
- * AI ……人工知能のこと。Artificial intelligence の略。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステムのこと。
- * RPA ……「Robotic Process Automation」の略。人間がコンピューター上で行っている定型作業を、ロボットで自動化すること。
- * ITリテラシー ……情報通信分野の技術を適切に利用することができる能力。
- * デジタルデバイド ……デジタル格差。ＩＣＴ機器等を扱える人と扱えない人との格差。

4 広域行政の推進

権限移譲や住民ニーズの多様化などに伴い、市町村で行う事務が多岐にわたっており、これらの事務を効率的に行うため、北空知圏振興協議会における行政課題等への対応協議、一部事務組合の設置、事務の受託などによる共同事務処理を進めています。

また、人口減少対策としても広域連携が重要であることから、平成30年（2018年）に北空知1市4町で定めた「北空知定住自立圏共生ビジョン」に基づいた取り組みを進め、今後も北空知圏域等における広域行政の拡大・深化と新たな事業展開の可能性を探求します。

北空知圏における一部事務組合の設置状況

名 称	設 置	業 務 内 容
北空知衛生センター組合	昭和42年12月	ごみ処理、火葬などに関する事務
深川地区消防組合	昭和47年4月	消防に関する事務
北空知広域水道企業団	昭和54年4月	水道水供給に関する事務
北空知圏学校給食組合	平成25年3月	学校給食に関する事務

広域連携の強化

- ・これまで行ってきた北空知圏における取り組みに加え、地域づくりを支援する国・道の諸施策を活用して、効率的な広域行政の運営を図るとともに、圏域が一体となって共通する課題解決に向けた研究・協議を行い、共同による事務の効率化を図るなど、一層の広域連携の強化に努めます。
- ・安全で安心して暮らせる地域社会を形成することなどを目的に、北空知圏域以外における広域連携についても検討を進めます。

5 国・北海道との連携の強化

国から地方へ権限や財源を移譲し、地域のことは地域で決める地方分権・地域主権の進展により、地域の実情や住民ニーズを的確に反映させた自立性の高い行財政運営が求められています。

一方、地域が抱えている課題は多岐にわたり、市が対応することのできない、国や道が自ら実施すべき事業や、国費や道費を使って行わなければならない事業が数多くあることから、国や道とのしっかりした連携と役割分担の明確化により、効率的かつ効果的な事業の展開を図ることが重要です。

基礎的自治体としての事務権限の確保

- ・住民生活に必要な事務は、地域の実情を最もよく把握している市町村が行うことが適当なことから、今後も市民ニーズに基づいた事務事業の円滑な権限移譲を受けるとともに、それに対応できる職員の育成に努めます。

国・北海道事業の活用

- ・広い市域の中においては、市が行う事業だけでは解決できない課題が多数存在することから、今後も本市に必要な事業が実施されるよう国や道と連携を強化した中で、まちづくりを展開していきます。
- ・住民生活の向上に向けた様々な事業を展開するため、国や道の制度を効果的に導入するとともに、有利な制度を積極的に導入し、財源の確保に努めます。

6 健全で持続可能な行財政運営

市民が必要とする行政サービスを将来にわたって提供していくためには、健全な行財政運営を維持していくことが必要です。

本市の財政状況は、長引く景気の低迷や人口減少などにより、市税収入が減少傾向であったところに、新型コロナウイルス感染症による影響が見込まれることや、収入の多くを占める地方交付税等の国からの交付金は、国の地方財政計画等によって大きく影響を受けるため、先の見通せない状況となっています。

一方、時代の移り変わりとともに求められる行政サービスが多様化してきており、産業などへの経済対策、きめ細やかな福祉・医療サービスの提供、防災や減災、公共施設のあり方、感染症等への対応など、これまでにはなかった新たな課題が出てきており、その解決に取り組む必要があります。

このような状況に対応するため、収入規模に合わせた事業規模となるよう事業内容を見直し、選択と集中を行うほか、ふるさと納税の推進を強化するとともに、関係人口の創出などに資する企業版ふるさと納税を活用するなど、これまで以上に収入確保対策を進め、限りある財源を最大限に有効活用することで健全で持続可能な行財政運営に努めます。

行財政改革の取り組み

- ・本市はこれまでも組織の改編や事業の見直しなどを含めた行財政における収支改善の取り組みを積極的に行ってきましたが、今後についても不断の努力を行います。

健全化判断比率の縮減を目指した取り組み

- ・本市の財政状況を示す指標である健全化判断比率のうち、実質公債費比率と将来負担比率は道内の他の自治体に比べて高い状況が続いています。その要因の一つとして市債の残高が多いということがあります。今後も計画的な発行と償還を行い残高の縮減に努めるなどし、健全化判断比率の縮減を目指します。

公共施設の適正な維持管理と地方公会計制度による財務諸表の整備

- ・公共施設については、誰もが安心して利用できるよう適正な維持管理に努めるとともに、今後の施設の更新・改修などは「公共施設等総合管理計画」に基づき集約化・複合化等も含め検討します。
- ・地方公会計制度による財務諸表の整備により、資産の把握や適切な施設のコスト管理に努めます。

市職員の人材育成による組織力の向上

- ・様々な市民ニーズに応えるため、組織力のさらなる向上に向けて、有為な人材の確保、育成、能力開発、評価システムの導入、職場環境の整備・改善などに取り組み、総合的な人材育成基盤の強化を進めることで市民サービスの充実に努めます。

第7 めざす都市像

これまで、深川市が抱えている課題や解決に向けた分野ごとの取り組みとそれらに共通した行政手法について述べてきましたが、この計画を市民の皆さんに幅広く認識・理解していただくため、今後のまちづくりの目指す都市像を次のとおり定め、その定着、普及と実践に向けて努力していくものとします。

めざす都市像

「豊かな自然と暮らしが調和した 田園都市 ふかがわ」

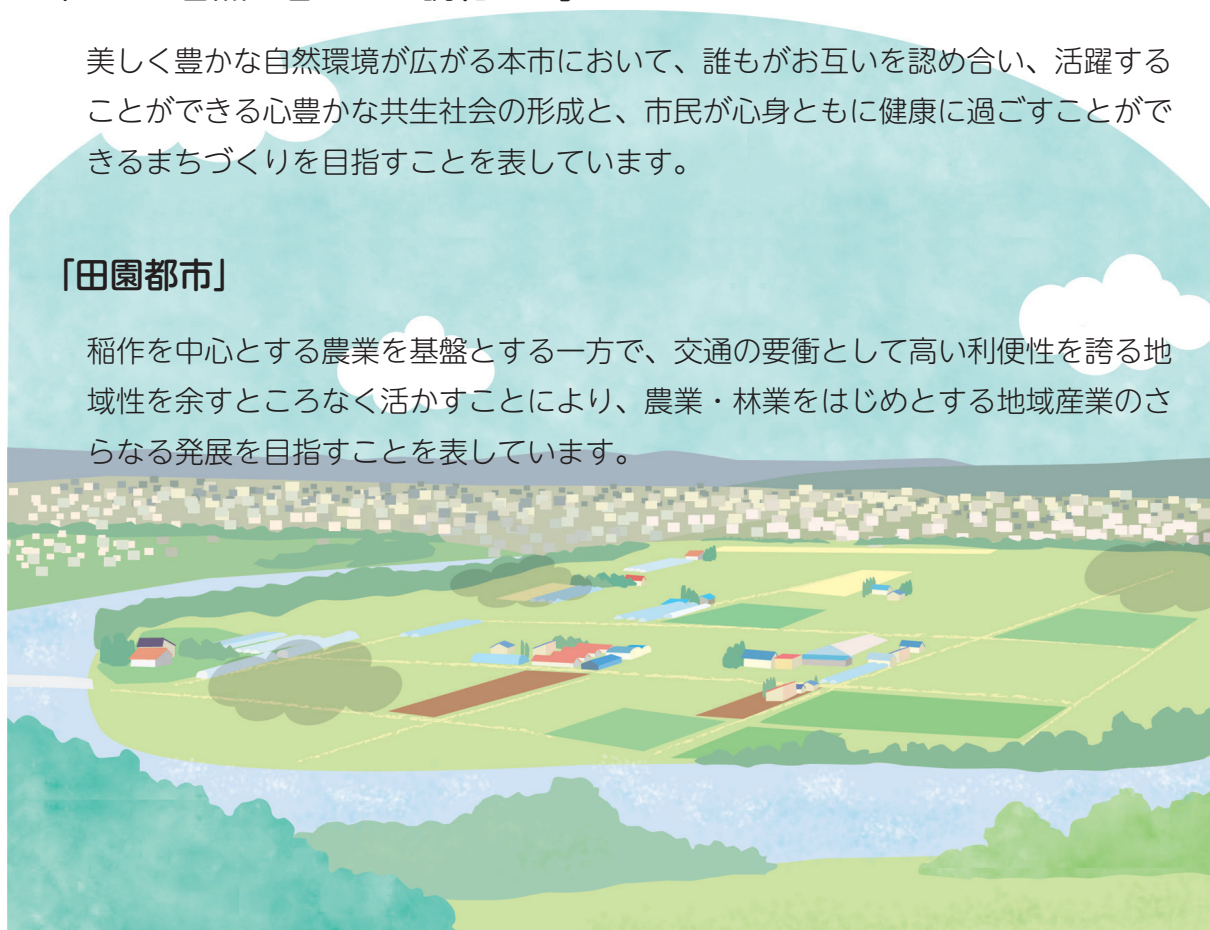
ことばに込められた思い

「豊かな自然と暮らしが調和した」

美しく豊かな自然環境が広がる本市において、誰もがお互いを認め合い、活躍することができる心豊かな共生社会の形成と、市民が心身ともに健康に過ごすことができるまちづくりを目指すことを表しています。

「田園都市」

稲作を中心とする農業を基盤とする一方で、交通の要衝として高い利便性を誇る地域性を余すところなく活かすことにより、農業・林業をはじめとする地域産業のさらなる発展を目指すことを表しています。



【 各 論 】

第1 まちづくりの各分野における施策体系

序論で示した4つの基本的なまちづくりの分野について、進めようとする具体的な施策の体系を次のとおり定めます。

1 福祉・健康・医療に関する分野

(1) 地域福祉

- ア 地域福祉を育てる主体づくり
- イ 自立を支える地域社会づくり
- ウ 集い交わるコミュニティづくり

(2) 障がい者福祉

- ア 地域で生活できる環境づくり
- イ 自立と社会参加の促進
- ウ バリアフリーの促進

(3) 高齢者福祉

- ア 生きがいづくりと介護予防の推進
- イ 地域における介護体制の充実
- ウ 地域生活支援と地域包括ケアの深化・推進

(4) 児童福祉

- ア 安心して出産・育児ができる環境の充実
- イ 児童の健全育成環境の充実
- ウ 子育て支援体制の充実

(5) 市民の健康と地域医療

- ア 健康づくりの推進と疾病予防
- イ 国民健康保険制度の健全な運営
- ウ 医療供給体制の確保
- エ 市立病院の経営健全化

2 経済・産業に関する分野

(1) 農・林業

- ア 農業所得の十分な確保
- イ 多様な担い手と労働力の確保
- ウ 環境と調和した農業の推進
- エ 地産地消及び都市と農村の交流推進
- オ 豊かさと活力ある農村の構築
- カ 林業の生産基盤整備と従事者の育成確保
- キ 森林の総合的利活用の推進

(2) 商業・サービス業

- ア 商業・サービス業の振興

(3) ものづくり産業

- ア 既存企業の育成強化
- イ 企業誘致の推進
- ウ 地域資源の活用

(4) 観光・交流

- ア 観光資源の活用と交流の促進
- イ 観光関連組織の育成強化

(5) 雇用の確保

- ア 雇用の安定と創出
- イ 勤労者の生活支援と福祉の充実

(6) 消費生活の安定・向上

- ア 消費者利益の擁護及び増進

3 快適な生活基盤の構築に関する分野

(1) 交通・道路

ア 市民の交通手段の確保

イ 道路網の整備

ウ 交通安全の推進

(2) 住環境

ア うるおいとやすらぎの創出

イ 住宅環境の整備

ウ 上下水道の整備

エ 市街地の形成

(3) 市民生活の安全

ア 防犯の推進

イ 地域防災の推進

ウ 消防・救急体制の整備

(4) 環境・エネルギー

ア 自然との調和

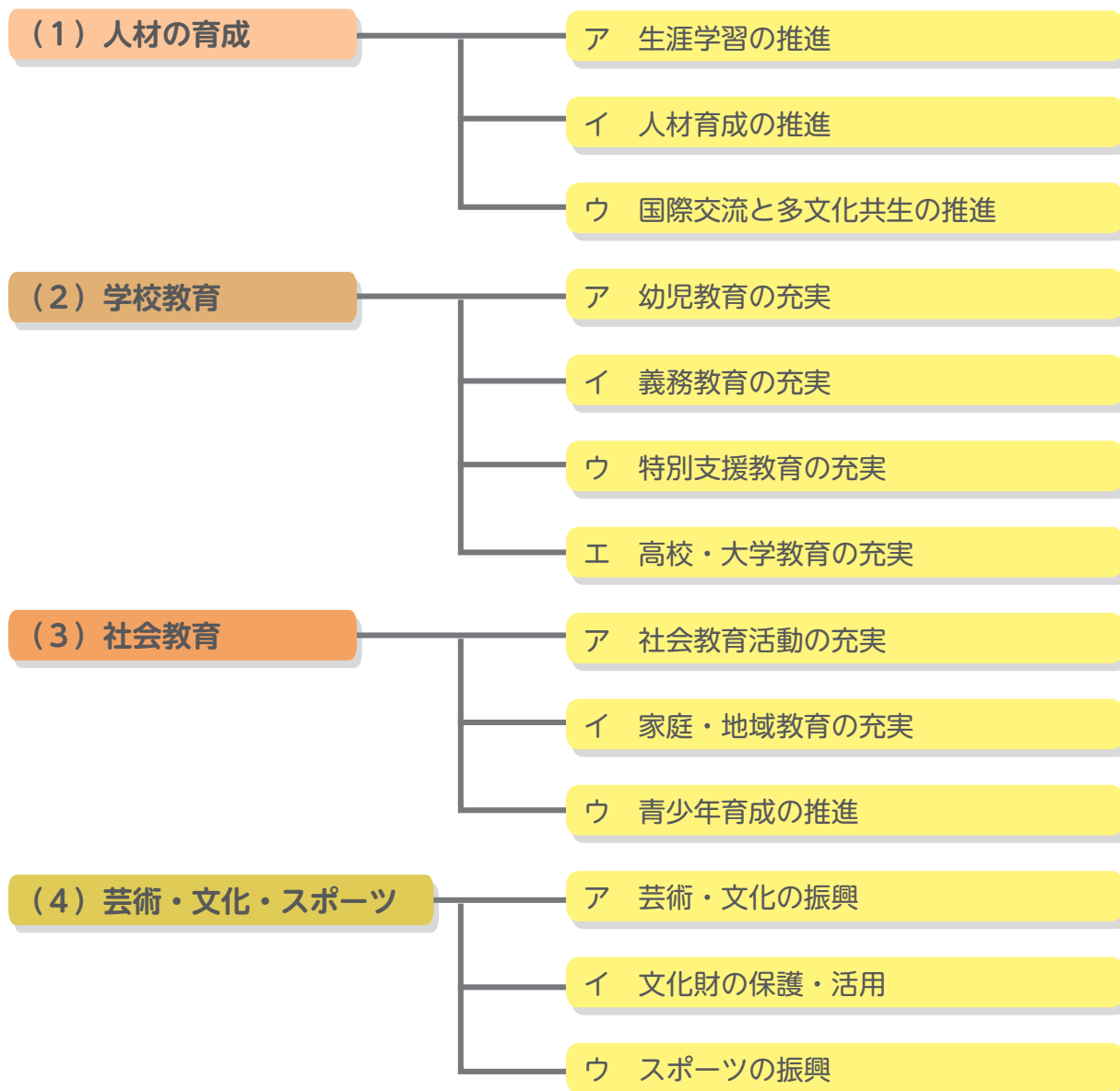
イ 資源循環型社会の形成

ウ 脱炭素社会の実現

(5) 移住・定住

ア 移住・定住の推進

4 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野



第2 施策体系ごとの現況と課題及び政策の方向性（主要施策）

「第1 まちづくりの各分野における施策体系」で示したまちづくりの各分野における施策体系について、それぞれの現況と課題を整理し、進むべきまちの姿の実現のために必要な主要施策を次のとおり定めます。

福祉・健康・医療に関する分野

(1) 地域福祉

●現況と課題

- ・ 少子高齢化などにより、様々な年代において単身世帯が増加傾向にあり、その生活形態や家族形態の変化から、人々の価値観、意識に様々な変化が生じています。
- ・ 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現を目指すため地域福祉の活動を推進することが必要です。
- ・ 多様化し増大する福祉ニーズに対応するため、日常生活の場である地域社会において、住民、事業者、福祉関係団体、行政などが互いにつながり、地域全体で支え、助け合う取り組みが必要です。
- ・ 高齢者や障がい者、子どもを持つ親や生活に困窮した世帯など、地域住民が抱える課題が複雑化、複合化する中で、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。

●政策の方向性（主要施策）

ア 地域福祉を育てる主体づくり

- ・ 市民がボランティア活動などの地域活動を学ぶ機会を持つなど、地域福祉の活動を担う人材や活動の中心となるリーダーを育成します。
- ・ 市民・地域活動団体・事業者・行政が地域福祉の担い手であることを認識し、情報交換やコミュニケーションを深め、協働できる関係を構築します。

イ 自立を支える地域社会づくり

- ・ 地域共生社会の実現に向けて、地域の生活課題に対応する支援を目指します。
- ・ 地域住民が生活や福祉問題などについて、身近なところで相談したり、必要なサービスを受けられるよう、関係機関が連携して対応できる体制を構築します。
- ・ 地域に暮らす人たちがそれぞれの知識や経験を生かし、自発的・自主的に生活課題の解決に向け取り組んでいけるよう、地域の助け合いによる福祉活動を推進します。
- ・ 生活困窮者に対する相談支援・自立促進に取り組めます。

ウ 集い交わるコミュニティづくり

- ・ 地域福祉を推進するため、老若男女の共同参画を意識した活動を推進します。
- ・ 地域活動への参加を促すため、情報提供を積極的に進め、住民の関心と個々の持ち味が生かせるような魅力ある活動の充実を図ります。
- ・ 集い交わるコミュニティを進めるため、市民が気軽に集まれる居場所づくりや活動団体の活動拠点づくりのほか、地域や多様なコミュニティの交流のため、情報提供に努めます。

(2) 障がい者福祉

● 現況と課題

- ・障がい児者及び難病患者が、住み慣れた地域で生きがいのある生活ができる社会環境づくりが必要です。
- ・安定したサービス基盤の構築のため、不足している社会資源及び担い手不足による人材確保が必要です。
- ・医療や教育、就労、成年後見等の諸課題について、中・長期的に支援する包括的な体制の構築が必要です。
- ・障がいのある人への正しい理解と必要な支援を自然に行える「心のバリアフリー」の推進が必要です。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 地域で生活できる環境づくり

- ・多様なニーズに対応したサービスを提供するため、相談支援体制やサービスの充実、人材育成等の環境整備を図ります。
- ・新規事業所や新たなサービスなどの社会資源の開拓と人材の確保に取り組みます。

イ 自立と社会参加の促進

- ・発達の遅れや障がいのある子どもの早期発見、早期療育を推進します。
- ・障がいの状態やニーズに応じた就学指導など、教育環境の整備・充実に図るとともに、関係機関と連携し、就労支援や就労相談の充実に図ります。
- ・地域で安心して暮らせるよう、虐待防止や権利擁護、差別解消を推進します。
- ・障がい児者が、個性や能力を発揮できる場の確保など社会参加の促進を図ります。

ウ バリアフリーの促進

- ・企業や地域住民に向けて、障がいや障がい児者に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- ・ノーマライゼーション*の普及啓発に取り組みます。
- ・誰もが使いやすく、安全で快適に生活できる環境整備を図ります。
- ・情報バリアフリーの環境づくりを進めます。



用語解説

- * ノーマライゼーション ……どのような障がいを持つ人であっても特別視されることなく、社会に生活する個人として、一般社会に参加し行動できるようにすべきであるという考え方。

(3) 高齢者福祉

● 現況と課題

- ・一人暮らしや認知症の高齢者が増加しているため、地域のつながりや支え合いの体制強化、健康寿命の延伸及び介護予防に向けた取り組みの強化、生きがいを感じながら生涯活躍し続けることができる環境の整備を進める必要があります。
- ・今後さらなる高齢化率の上昇を踏まえ、将来にわたり必要な方が必要な支援を受けられるよう、介護体制の充実を図る必要があります。
- ・介護保険制度の持続可能性を高めるため、介護従事者の資質の向上や介護給付等の適正化に取り組む必要があります。
- ・市内老人福祉施設や介護事業所は、慢性的な介護の担い手不足の問題をかかえており、人材確保に向けたさまざまな問題解決が求められています。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 生きがいづくりと介護予防の推進

- ・高齢期を健康で生きがいを持って生活することができるよう、これまで培ってきた豊かな経験、知識を生かした就業や社会参加、ボランティア等の地域貢献活動の支援に取り組みます。
- ・高齢期の健康を維持するための各種健診や健康教室などを開催するとともに、高齢者自らが健康づくりに取り組めるよう介護予防と保健事業の一体的な支援を展開します。
- ・生活機能が低下し介護予防が必要な方を早期に把握し、介護が必要な状態とならないよう介護予防事業の利用促進を図ります。
- ・介護予防や生活支援活動の担い手を育成し、地域住民による活動の充実を目指します。

イ 地域における介護体制の充実

- ・できる限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実を図ります。
- ・介護が必要な高齢者の急増が見込まれることから、介護サービスを充実させるためにサービスを担う人材の安定的な確保を図ります。
- ・地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、適切な医療・福祉・介護サービスを提供するなど認知症高齢者施策を総合的・継続的に推進します。
- ・介護保険制度の仕組みやサービス利用などの周知と保険料納付の理解促進を図り、介護保険財政の安定的な運営に努めます。

ウ 地域生活支援と地域包括ケアの深化・推進

- ・地域における身近な総合相談窓口の相談機能を充実させるとともに、支援を必要とする高齢者やその家族を地域で支えるネットワーク体制の構築に取り組みます。

- ・高齢者が地域で安心して生活できるよう、虐待防止の取り組みや消費被害の防止、成年後見制度の普及と利用促進など権利擁護についての施策の充実を図ります。
- ・高齢者のニーズに応じた住まいの確保や公共施設のバリアフリー化、地域の防災・防犯・交通安全対策、災害・感染症対策等を推進し、高齢者の生活を支える環境を整備します。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を送るために、個々の状況やその変化に応じて、医療・介護・福祉等のサービスや支援を継続的・包括的に受けられる環境づくりを目指します。
- ・住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等の支援が継続的に提供されるよう地域包括支援センター*の強化を図り、地域包括ケアシステム*を深化・推進します。



用語解説

- * 地域包括支援センター ……高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活安定のための必要な援助・支援などを包括的に行う機関。深川市では健康福祉センター「デ・アイ」の中に設置。
- * 地域包括ケアシステム ……①医療との連携強化、②介護サービスの充実強化、③介護予防の推進、④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、⑤高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備、の五つの視点からの取り組みが、利用者のニーズに応じて継続的・適切に提供される仕組み。

(4) 児童福祉

● 現況と課題

- ・人口減少や少子高齢化、そのことによる家族形態の変化、保護者の就労の多様化など地域コミュニティの関係性の様々な変化があり、子どもや子育てを取り巻く社会環境が大きく変わってきていることから、子育てに不安や負担、孤立感を感じる家庭が増えています。
- ・安心して子どもを生み、育てることができる社会を築くことは、将来の地域の担い手を育成する基礎を成すものであり、喫緊の課題となっています。
- ・現在の子育て家庭の状況をみると、子育ての負担や不安感を解消するまでには至っておらず、これらの課題に対応できるような取り組みを推進する必要があります。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 安心して出産・育児ができる環境の充実

- ・妊娠・出産・育児の不安や負担感を軽減するため、母子保健事業の充実を図り、妊娠や出産に係る費用の助成に取り組めます。
- ・不妊に悩む夫婦のために、不妊治療費の助成に取り組めます。
- ・妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の充実と子育ての各ステージに応じた多様な媒体・手段による情報提供に取り組めます。
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料軽減措置や子どもの医療費自己負担分の助成に取り組めます。
- ・母子保健活動や子育て支援センターの事業を通じて、男女問わずすべての人の家事・育児への参画だけでなく、家庭・地域・職場など、社会全体で子育てを支援していく考えの啓発を図ります。

イ 児童の健全育成環境の充実

- ・放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実や児童センター事業の実施などにより、児童の放課後対策や地域社会における児童の健全育成を図ります。
- ・幼稚園や保育園における園開放や異年齢児や世代間の交流、親と子の交流事業を推進します。
- ・子どもの権利尊重に関する普及啓発に努めるとともに、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るため、児童虐待防止体制の充実を図ります。

ウ 子育て支援体制の充実

- ・子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談、情報提供等を行う拠点として、子育て支援センターの機能充実を図ります。
- ・子育てネットワークの機能を担う「ふかがわ すきやき隊」の活動を支援するなど、地域における子育て支援体制の充実を図ります。
- ・多様なニーズに応じた保育サービスの質の向上を図るため、乳児保育や障がい児保育、病児・病後児保育の継続実施など保育環境の整備を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

(5) 市民の健康と地域医療

● 現況と課題

- ・高齢化の進行と生活習慣病の増加に伴い、生涯を通じ健康で元気に暮らすことができる健康寿命の延伸が重視されているため、健康づくりと介護予防の推進が重要となっています。
- ・市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むための支援や、健康を支えるための地域づくりなどの環境について整備する必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式を踏まえた行動が求められているなど、家庭や職場等の感染症拡大への対策を図る必要があります。
- ・深川市と北海道が共同で運営する国民健康保険制度について、今後も安定的かつ持続的な運営を図る必要があります。
- ・高齢化の進行や生活習慣病の増加などに伴い、医療ニーズは多様化・高度化している一方、地方の医師不足は深刻化し、市内においても医師数は減少の一途を辿っています。
- ・看護師も都市部の医療機関等への流出などで不足傾向にあり、救急医療などの体制の維持が難しくなっています。
- ・安心して暮らせるまちづくりを推進するため、医師、看護師など医療従事者の安定的確保に向けた取り組みに加え、一次救急と二次救急医療機関の役割分担の徹底、保健・福祉・介護等の関係機関の連携強化を図りながら、市民がいつでも適切に医療が受けられるよう地域医療・救急医療体制を確保していくことが必要です。
- ・市立病院は「地域センター病院」であり、北空知二次医療圏*の中核医療機関でもあることから救急医療をはじめ必要な医療体制を維持していくとともに、道北・道央の第三次医療圏との広域的な医療ネットワークによる安定した地域医療連携体制の充実に努めていくことが必要です。
- ・市立病院が持続可能な病院経営を図るため、果たすべき役割を明確にし、安定した医療収益の確保に努めるとともに、費用面での収支改善の取り組みを強化し経営の改善に努めます。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 健康づくりの推進と疾病予防

- ・市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体などと一体となって総合的に健康づくりを推進します。
- ・働く世代の死亡を抑止するため、若年期から健康を意識した生活を送れるよう保健事業を推進します。
- ・人生を最後まですこやかに過ごす健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症と重症化の予防、健康を支えるための地域づくり、健康的な生活習慣の定着を推進します。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策については、日常的に行う感染予防対策の普及啓発を継続するとともに、予防効果の高い安全な予防接種の実施体制を整備します。



用語解説

- * 二次医療圏 ……入院ベッドが地域ごとにどれだけ必要かを考慮して、決められる医療の地域圏。厚生労働省が医療法に基づいて、地理的なつながりや交通事情などを考慮して、複数の市町村を一つの単位として定める。なお、一次医療圏は市町村、三次医療圏は都道府県全域を指す（ただし北海道は6圏域）。

イ 国民健康保険制度の健全な運営

- ・国民健康保険の被保険者が安心・安全な医療を受けるためには、安定した国民健康保険制度の運営を図る必要があるため、特定検診の受診率向上、レセプト*点検の実施、ジェネリック医薬品*の利用促進などにより「医療費の適正化」に取り組みます。
- ・国民健康保険税の収納率の向上及び事務事業の効率化を図ります。

ウ 医療供給体制の確保

- ・市民が安心して必要な医療サービスをいつでも受けられるよう、開業医をはじめとする市内医療機関・市立病院・深川医師会・高等看護学院と相互連携を図り、医師や看護師などの人材育成や招へいに努め、医療従事者の安定的確保を図ります。
- ・市民個々の状況や希望にあった保健・医療・福祉・介護のサービスが切れ目なく、効率的・効果的に利用できるよう、各サービスの提供主体が医療を核に相互に補完し連携する体制の強化・推進を図ります。
- ・深川医師会や関係医療機関、深川地区消防組合と連携し、救急医療体制の確保を図ります。
- ・救急患者は、迅速・適切に処置する必要があるため、高規格救急自動車での搬送中における医師や救急救命士、三次医療機関*との連携による重篤患者の搬送体制の強化を図ります。

エ 市立病院の経営健全化

- ・市立病院は、第二次医療圏である北空知圏域の中核病院として、救急医療、災害医療、感染症医療など、圏域内の他の医療機関では提供できない医療機能の維持に努めます。
- ・深川市立病院新改革プランの実施等により、今後も安定的な医療提供と経営の両立が図られる経営基盤の確立に努めます。
- ・安定的な医療提供と経営の両立を図るため、必要な医療機器や施設の更新・整備に努めます。



用語解説

- * レセプト ……医療機関が、患者に保険医療を施した際にかかった費用の内訳を記入した明細書のこと。
- * ジェネリック医薬品 ……新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を使っている、品質、効き目、安全性が同等な薬のこと。新薬に比べ開発費が少ないため低価格。
- * 三次医療機関 ……三次医療機関は、患者の重症度に応じ治療する「第一次救急医療機関」（休日・夜間急患センター、在宅当番医制）「第二次救急医療機関」（病床群輪番制病院、共同利用型病院など）「第三次救急医療機関」（救命救急センター）の三段階に分かれている。

経済・産業に関する分野

(1) 農・林業

●現況と課題

- ・本市の基幹産業である農業を取り巻く状況は、経済連携協定等によるグローバル化の進展、農業従事者の高齢化・後継者不足・労働力不足など厳しい環境にあるため、生産振興に資する事業を継続して展開する必要があります。
- ・農業が持続的に発展していくためには、小売・卸売業等のニーズなどを踏まえながら、売れる農畜産物を安定生産するとともに、販路拡大のための取り組みが重要です。また、国の施策や市場動向を見極めながら、その時々状況に即した取り組みが必要です。
- ・農業従事者の高齢化や減少、遊休農地の増加が懸念される中で、持続性の高い地域農業を確立するためには、農業後継者や新規参入者など幅広い担い手の育成・確保が重要です。
- ・労働力不足などに対応するため、農作業アルバイト求人や他産業との連携など多様な人材による労働力の確保の取り組みが必要です。
- ・食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっていることから、消費者ニーズに応えながら安全・安心で高品質な農畜産物を提供するための取り組みが必要です。
- ・地元で生産された安全・安心な農畜産物を地元の消費者が買い支える取り組みや、消費者と生産者の相互の理解を深める地産地消の推進が必要です。
- ・自然環境の保全や生産コストの低減に向けたエネルギー利用の効率化・省力化の検討が必要です。
- ・農業・農村の基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進し、多面的機能を健全に発揮する必要があります。
- ・森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、地球温暖化防止に資する森林づくりを進めることが重要です。
- ・森林づくりを担う人材の育成や森林体験活動の場の提供など、森林や自然に対する関心を高めることが必要です。

●政策の方向性（主要施策）

ア 農業所得の十分な確保

- ・農畜産物の安定的な生産を、関係団体と連携を図り促進します。
- ・作業の効率化・省力化を推進するため、スマート農業の導入を促進します。
- ・力強い生産基盤の確立のため、ほ場や土地改良施設等の計画的な整備を促進します。
- ・農畜産物を活用した加工や、深川産米等の海外への市場開拓に向けた取り組みを関係団体と連携を図り促進します。
- ・農業経営指導の推進、制度資金の活用促進により農業経営の体質強化を図ります。
- ・優良農地の保全と有効活用、農地の利用集積の促進など農地流動化対策を進めます。

イ 多様な担い手と労働力の確保

- ・農業後継者の育成、新規就農希望者の就農促進、法人経営の促進、農作業受委託組織の体制強化により、担い手の育成・確保を図ります。
- ・農福連携や他産業との連携による人材確保など多様な労働力の確保を推進します。
- ・女性や高齢者の経営参画を推進します。
- ・働き方改革の推進により、農業の現場で必要な人材を確保するため、働きやすい環境づくりを推進します。

ウ 環境と調和した農業の推進

- ・YES! clean*や特別栽培農産物の生産や定着化、農業生産工程管理(GAP)の導入、温湯種子消毒の取り組みなど、安全・安心な農産物の生産を推進します。
- ・家畜排せつ物の有効利用や緑肥作物の導入により、農業の基本である土づくりに取り組み、安定生産と環境に配慮した農業を推進します。
- ・家畜排せつ物による環境汚染防止のため、該当施設の適正管理を推進します。
- ・多面的機能を維持・確保するための取り組みを推進します。
- ・地球温暖化防止、生物多様性保全に貢献するため、化学肥料・化学合成農薬の低減による環境負荷軽減の取り組みを推進します。
- ・農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。また、廃ビニール等を活用した燃料などの再生可能エネルギーの有効活用に向けた調査研究等を推進します。

エ 地産地消及び都市と農村の交流推進

- ・農業を基幹産業とする本市の地域特性と地域資源を最大限に活用し、豊かで健全な食生活を実践できるよう関係団体と連携しながら食育を推進します。
- ・小学校における農業体験などにより、本市農業の理解を深めるための取り組みを推進します。
- ・安全・安心な地元農畜産物の消費拡大のため、地産地消の取り組みを推進します。
- ・農業者自らが取り組む農業体験等の受け入れや果樹を主体とした観光農園などのグリーンツーリズム事業を推進します。
- ・都市農村交流センターを拠点に、地域外の方々を対象とした農泊・農作業・加工体験などに取り組むことにより、関係人口の増加を図りつつ、都市と農村の交流を推進します。

オ 豊かさと活力ある農村の構築

- ・豊かな自然環境を有する田園居住空間の形成と、若者などが定住できる農村づくりを進めるため、道路網や生活排水施設などの農村環境整備を促進します。
- ・エゾシカやアライグマなどの鳥獣による農業被害を防止するため、鳥獣害防止対策を推進します。
- ・頻発する自然災害を踏まえ、災害発生後の早期復旧に向けた取り組みを推進します。



用語解説

- * YES! clean ……北海道で生産されたクリーン農産物に対する理解と信頼をより一層得るために、化学肥料や化学合成農薬の使用基準やクリーン農業技術の導入等、一定の基準を満たした農産物にYES!clean マークを表示し、詳しい栽培情報を知らせるもの。

力 林業の生産基盤整備と従事者の育成確保

- ・森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林経営管理制度に基づき、森林所有者等に森林の適切な経営管理を促します。
- ・森林環境譲与税*等を活用し、森林作業道等の林内路網の整備や維持管理など、林業の生産基盤の整備を推進します。
- ・安全で適切な森林施業を実施する人材を育成するため、各種研修会等への参加促進を図り、技術・知識の向上に取り組めます。
- ・林業労働者の労働安全衛生の確保や雇用の安定に向けた取り組みを推進します。

キ 森林の総合的利活用の推進

- ・林業体験学習会等で自然とのふれあいの場を提供し、森林・林業への理解を促進します。
- ・間伐材*などの木材の有効利用を図るための取り組みを行うとともに、木材の利用に対する理解を深めるための普及啓発の取り組みを推進します。
- ・山地災害の防止と山林の公益的機能の向上を図るため、治山施設*と保安林*整備を推進します。



用語解説

- * 間伐材 ……樹木が成長して密集した森林を健全な状態に導くため、樹木の一部を間引く時に発生する木材。
- * 治山施設 ……山崩れ・土石流・地すべり・なだれ等の山地災害から住民の生命・財産を守るための、治山ダムや土留め等の施設。
- * 保安林 ……森林法に定められた森林で、木材生産ではなく、水源の保持、土砂災害の防止、生活環境の向上などの森林が持つ公益的機能を発揮するために、伐採や開発等の制限を加える森林のこと。
- * 森林環境譲与税 ……わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に森林環境税及び森林環境譲与税が創設（森林環境税は令和 6 年度から個人住民税として年額 1,000 円を課税、その税収は森林環境譲与税として全額を市町村と都道府県に譲与）。

(2) 商業・サービス業

● 現況と課題

- ・人口減少による消費市場の縮小により、流通構造が変化するとともに、需要の減退や人手不足、後継者難などに直面し、中小企業等は厳しい経営環境にあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業・旅行業をはじめとしたサービス業を中心に、あらゆる業種で大きな影響が生じていることから、事業者の経営環境は深刻さを増しています。
- ・消費市場の縮小は、今後も進むことが予想されることから、都市機能を維持し、魅力ある店舗・商店街づくりと商業者・サービス業者の経営体質を強化することが重要です。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 商業・サービス業の振興

- ・国、道、市の融資制度の活用などにより、地域の経済や雇用、住民の暮らしを支える商業者・サービス業者の経営体質の強化を推進するとともに、空き地・空き店舗対策、既存店舗などの支援に取り組みます。
- ・商業者・サービス業者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策などに配慮した取り組みを促進するとともに、感染症の状況を見きわめつつ、国や道の対策と連動し、経営の安定化を推進します。
- ・商工関係団体の自主的な活動を積極的に支援し、消費者の利便性が高い、賑わいと魅力のある商店・商店街づくりの取り組みを推進します。
- ・商工関係団体と連携し、都市機能の維持を図るとともに、まちなかの賑わいを創出する取り組みを推進します。



(3) ものづくり産業

● 現況と課題

- ・本市では中小規模の工場が大半で、長引く景気低迷により厳しい状況におかれていることから、特色ある製品の開発、技術力の向上、販路開拓、経営体質の強化及び各種助成制度の充実などの取り組みが必要です。
- ・これまでも企業訪問や工業団地の環境整備、支援制度の拡充などを進め、平成 24 年（2012 年）以降（前計画期間中）では新設が 5 社、増設が 4 社、合わせて 38 人の雇用増が図られました。
- ・市民の就労機会の拡大や雇用の安定を維持するため、今後も企業誘致活動や既存企業の支援、工業団地の環境整備を持続的に展開する必要があります。
- ・産学官の連携を強化し、農畜産物等の地域資源を活用した特産品開発と事業化の促進など、一層の取り組みが必要です。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 既存企業の育成強化

- ・地域資源を活かすなど、付加価値の向上が図られるような製品開発や技術開発を促進します。
- ・市場の拡大・創出を図るため、情報発信やサポート体制等を充実し、販路開拓の取り組みを支援します。
- ・市内事業者の経営体質の強化のため、各種助成制度等の充実を図るとともに、デジタル技術の活用に向けた取り組みを後押しできるよう、研修機会や情報提供等の充実に努めます。

イ 企業誘致の推進

- ・新たな企業の進出は、経済波及効果や雇用創出効果を高める上で必要不可欠なことから、関係機関との連携により情報の収集に努め、地域特性に合った企業の誘致を推進します。
- ・工業用地の確保や道路整備を行い、新規企業の立地環境の整備を推進します。
- ・企業の進出や既存企業の規模拡大などが円滑に進められるよう助成制度等の充実を図ります。

ウ 地域資源の活用

- ・地域特性に合った新たな産業の取り組みを進めるため、産学官の連携体制の充実を図ります。
- ・地元事業者や生産者、関係機関団体と連携し、豊富な農畜産物等を活用した特産品開発と事業化を促進します。
- ・深川物産振興会や市内関係団体と連携し、各種広告媒体やふるさと納税を活用して特産品の知名度向上、及び市内地域資源の利活用の更なる促進を図ります。

(4) 観光・交流

● 現況と課題

- ・経済波及効果が大きい観光については本来成長分野とされていることから、今後も活気にあふれた地域社会を築いていくため、関係機関・団体と連携し取り組みを推進することが重要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要が消失するなど、本市の飲食・サービス業を中心に各種産業に甚大な影響が生じたことから、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた観光を推進することが必要です。
- ・デジタル化の急速な進展に伴い観光行動が多様化しているため、個人の嗜好や関心に対応する取り組みと、WEB・SNSなどを活用し、国内外に向けた積極的な情報発信の重要性が増しています。
- ・各種まつりや祭典については、維持・継続に努めるとともに、地域を挙げた賑わいのあるものとするため、関係機関・団体、市民組織と連携を一層深め、一体となって取り進めていくことが必要です。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 観光資源の活用と交流の促進

- ・北空知各町をはじめ周辺自治体の観光資源とも連携し、広域的な観光を展開します。
- ・国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、国内観光における観光需要の取り込みを進めるとともに、インバウンド観光の促進に向けた取り組みを進めます。
- ・近隣から誘客を図るマイクロツーリズムや、広大な自然で密になりにくいアウトドア環境を活かすなど、感染症対策などに配慮した観光を推進します。
- ・都市農村交流センターやオートキャンプ場、道の駅、観光農園など体験・滞在型観光の充実を図ります。
- ・本市の四季折々の風情のある田園風景などの貴重な観光資源や「安全・安心な食の産地」の優位性を活かし、道の駅やオートキャンプ場などにおいて、新規誘客やリピーターを確保するなどの取り組みを推進します。
- ・道の駅を拠点に市街地の賑わいや市内消費に結びつけるため、観光客の市街地への誘導を図ります。
- ・地域の祭典の維持・継続に努め、祭典を通じて交流人口の増加を促進します。

イ 観光関連組織の育成強化

- ・観光組織の育成・強化を進めながら、地域が一体となった観光地づくりに取り組みます。
- ・各種団体と連携し、地域の祭典の円滑な実施に努めます。

(5) 雇用の確保

● 現況と課題

- ・ 少子高齢化や若年者層の流出を要因とする人口減少により「建設業」、「運送業」、「介護・福祉業」、「サービス業」、「医療業」を中心に、人手不足が深刻化するなど雇用を取り巻く状況は大きく変化しています。
- ・ 若手人材をはじめ、高齢者、障がい者など、幅広い人材登用により労働力を確保する必要があります。
- ・ 若年層、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが十分に能力を発揮し、安心して働くことができるよう就業環境の整備が求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が低下し、あらゆる業種・業態で雇用の維持が懸念されることから、商工関係団体と強く連携し取り組むことが重要です。
- ・ 市内での雇用の安定のため、企業誘致活動や既存企業の経営安定化を図ることが必要です。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 雇用の安定と創出

- ・ 若手人材を確保するため、次世代人材確保対策に取り組めます。
- ・ 国、道の雇用対策に関する制度を活用、周知するなど、若年層や高齢者、障がい者など、幅広い人材の雇用機会の創出と安定に取り組めます。
- ・ 社会経済情勢の変化などの影響で離職を余儀なくされた方について、市内での雇用の確保を促進します。
- ・ 助成制度の展開などにより、幅広い雇用機会の創出と正規雇用化を推進します。
- ・ 事業主や働く方などに対して、長時間労働の抑制をはじめとする働き方改革など、国の雇用制度の周知等を推進し、就業環境の整備を促進します。
- ・ コロナ禍において感染状況を見きわめつつ、国の経済対策や雇用施策と連動し、雇用の安定と創出に取り組めます。

イ 勤労者の生活支援と福祉の充実

- ・ 勤労者の各種融資制度の周知を図ります。
- ・ 勤労者福祉団体の活動を支援し、勤労者の福利厚生の実施と生活の安定向上を図ります。

(6) 消費生活の安定・向上

●現況と課題

- ・デジタル技術の急速な進展により、消費者問題は一層複雑化・多様化していることから、深川地域消費者センターにおいて消費生活相談事業の充実を図ることが必要です。
- ・深川消費者協会、関係機関・団体と連携のもと、消費者に対する啓発の一層の充実を図ることが必要です。

●政策の方向性（主要施策）

ア 消費者利益の擁護及び増進

- ・消費生活相談事業のスキル向上を図ります。
- ・深川消費者協会や関係機関等と連携のもと、幅広い世代の消費者に対し、各種講座の開催や消費者教育などを通じ、消費生活意識の啓発を図ります。
- ・消費者を取り巻く環境は多様化していることから、啓発にあたっては、世代ごとに対するきめ細かにわかりやすい情報提供等に努めます。



快適な生活基盤の構築に関する分野

(1) 交通・道路

● 現況と課題

- ・ 社会情勢の変化や過疎化などにより、公共交通機関の維持が厳しい状況が続いています。
- ・ コンパクトなまちづくりと公共交通網の関係性（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*）が重要になっています。
- ・ 持続可能な公共交通網を形成するためには、利便性・採算性・公共性のバランスを考慮した多様な輸送手段の活用が必要です。
- ・ 自家用車を運転しない人でも、自由に出かけられる環境の整備や支援が求められています。
- ・ 生活の利便性、安全性の向上や地域経済の活性化を高めるための道路整備が必要です。
- ・ 高齢者や障がい者をはじめとして、誰もが安全で快適な歩行空間の整備が重要な課題となっています。
- ・ 冬期間の安全や快適な交通を確保するため、効率的な道路の維持管理が必要です。
- ・ 近年、交通事故発生件数は概ね横ばいで推移しており、今後も深川警察署や深川市交通安全協会等と連携を図りながら、交通安全運動に取り組む必要があります。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 市民の交通手段の確保

- ・ コンパクトなまちづくりを踏まえた持続可能な公共交通網の形成に向けて、関係機関と連携し、公共交通のあり方について協議・検討を進めます。
- ・ 鉄道については、ＪＲ北海道の経営問題など、現在進められている北海道全体の鉄道のあり方に関する議論を注視し、関係機関との協議に基づいた交通体系の整備を検討します。
- ・ バスについては、社会情勢の変化や利用状況、移動ニーズ、事業者の経営状況などを踏まえながら、路線や運行便数など必要なサービス水準の維持・確保に取り組みます。
- ・ 公共交通空白地域における移動手段については、デマンド型乗合タクシーなどの整備・検討を行います。
- ・ 交通結節機能の強化に向けた公共交通拠点施設の整備・検討を行います。
- ・ 高齢者などの交通弱者の積極的な社会参加の促進や福祉の増進を図ります。
- ・ MaaS*の導入を進める国や北海道等との連携をはじめ、新たなモビリティサービスを研究します。



用語解説

- * コンパクトシティ・プラス・ネットワーク ……人口減少社会においてそれぞれの地域内で各種機能をコンパクトに集約すると同時に、各地域が公共交通ネットワークでつながることにより一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持するまちづくりの考え方。
- * MaaS ……Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な手段をシームレス（切れ目なく）に提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念のこと。具体的にはスマートフォンアプリを用いて、出発地から目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一括して行えるサービスなど。

イ 道路網の整備

- ・自動車交通の円滑化及び地域の産業経済の活性化を図るため、国道・道道など広域交通網の整備について要請活動を継続します。
- ・都市施設である都市計画道路整備を推進するとともに、未整備の都市計画道路の見直しを含めて検討します。
- ・市民生活の利便性向上のため、国道・道道など広域交通道路網とのネットワークを考慮した市道の整備を行うとともに、狭あい私道の拡幅整備を促進します。
- ・高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適な歩行空間を確保できるよう、道路の移動円滑化整備ガイドラインに基づいたバリアフリー化歩道の整備を行います。
- ・市内の防災力強化と都市景観の向上のため、中心市街地の無電柱化を促進します。
- ・安全な交通を確保するため、適切な道路の維持管理に取り組みます。
- ・冬期における道路交通の確保のため、新車両センターの建設や除排雪機械の整備・更新を行うとともに、除排雪オペレーター養成事業を促進するなど、除排雪技術の確保・向上を図ります。
- ・橋梁の安全な通行を確保するため、橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁の架け替え・修繕を行います。

ウ 交通安全の推進

- ・交通安全意識の高揚を図るため、児童生徒や高齢者に対する交通安全教室を開催します。
- ・深川警察署や深川市交通安全協会等と連携し、歩行者の安全、自転車の安全運転、通学路における早朝啓発を実施します。
- ・交通事故防止を図るため春夏秋冬など各期別の交通安全運動に取り組むことに加え、特に冬期間については、凍結路面でのスリップ事故防止等を図るための活動を推進します。



(2) 住環境

● 現況と課題

- ・人口減少や産業構造の変化等に対応するため、市街地間の連携強化や空洞化などの社会問題への対応、無秩序な市街地の外延化の抑制など、コンパクトなまちづくり、市街地の活性化が必要となっています。
- ・「農村環境と調和した、いつまでも住み続けることができるまち」となるよう、自然を生かした景観形成、良質な住宅・住環境の促進、市営住宅の整備、水の安定供給、水質保全と環境創出、良好な市街地の形成など計画的なまちづくりを進める必要があります。
- ・適切な管理が行われていない空き家等については、その所有者などに対して改善指導を行うとともに、空き家の有効活用などの取り組みを進める必要があります。

● 政策の方向性（主要施策）

ア うるおいとやすらぎの創出

- ・緑地の保全や緑化の推進に関して定めた「緑の基本計画」の見直しを行い、各種計画と連携した緑と花のまちづくりを市民とともに進めます。
- ・道路、公園、学校などの公共施設と民有地が一体となった緑化のネットワークづくりを推進します。
- ・公園の長寿命化計画に基づく改築・更新を進め、子どもから高齢者まで誰もが安全に利用できる、人に優しい公園づくりを目指します。
- ・田園風景は深川の大きな景観財産であることから、自然を生かした景観意識の高揚を図ります。

イ 住宅環境の整備

- ・市民や転入希望者がゆとりを持って住宅を確保できる環境づくりを促進します。
- ・既存住宅を適切に維持管理し有効に活用する環境づくりを促進します。
- ・少子高齢社会において皆が支え合い安心して暮らせる環境づくりを促進します。
- ・自然環境に配慮した快適な住宅・住環境づくりを促進します。
- ・地域の活性化に寄与する活力ある住宅・住環境づくりを促進します。
- ・市営住宅の整備は、人口・持家や民間借家等の動向を踏まえ将来の需要を見極め、老朽・低水準住宅の建替・維持保全・廃止など、効率的かつ長期的な視点を持って取り組みます。
- ・少子高齢社会を見据えた利便性の高い住環境の提供が求められることから、市街地での市営住宅の建設を推進します。
- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた「空家等対策計画」の策定など、不適切な空き家等の解消を目指します。

ウ 上下水道の整備

● 水の安定供給【上水道】

- ・北空知広域水道企業団との連携などにより、良好な水質及び水量を確保し、安全で安定した水の供給を図ります。なお、給水区域外においては、施設整備に必要な助成などを行い、安全な水の確保に努めます。
- ・水道施設の老朽化への対応として「水道施設整備更新計画」に基づき、機器更新などの適切な維持管理により長寿命化に努めます。
- ・配水管網の漏水箇所の発見・修繕を行うとともに、老朽化した配水管の更新を進め、有収率の維持・向上を図ります。

● 水質保全と環境創出【下水道】

- ・公共下水道は「ストックマネジメント計画」、農業集落排水は「最適整備構想」等各種計画に基づき、処理場等各施設の効率的で経済的な改築・機器更新を実施することで安定した施設運営を行うとともに、普及率向上に向け未接続世帯への啓発を図ります。
- ・農村部の水洗化と周辺環境改善のため、個別排水処理事業（合併処理浄化槽の設置）を継続して実施し「市民みな下水道」を推進します。
- ・浸水対策として、道路整備事業に合わせて雨水管整備を推進します。
- ・各処理場から発生する污泥の堆肥などへの再利用を図り、安定的な処理・処分を確立し、コストの削減と資源の有効利用を図ります。
- ・今後、人口減少による料金収入の減少や、施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増大などが見込まれるため、経営状況の明確化と弾力的な経営を行う必要があることから、地方公営企業法を適用し、経営基盤の強化と安定的な下水道サービスの提供に努めます。

エ 市街地の形成

- ・「深川市都市計画マスタープラン」や「深川市立地適正化計画」に基づき、計画的なまちづくりを推進します。
- ・市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、実態に応じた都市計画用途地域の見直しによる適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・地域の特性に応じた民間事業の誘導を図るなど、官民の適正な役割分担による未利用地の利活用を促進するとともに、良好な市街地整備のため開発行為等の適正な指導を行います。
- ・深川駅周辺の中心市街地は、その立地条件を生かし、まちなかの活性化や市民生活の向上等に配慮した良好な市街地環境となるよう、都市機能の集積化を促進し、地域交流センターや公共交通拠点施設などを含めた複合施設の整備を視野に検討を進めます。

(3) 市民生活の安全

● 現況と課題

- ・ 深川警察署や深川市防犯協会等と情報を共有し連携をする中で、防犯パトロールの充実など地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。
- ・ 日頃から災害に備えるため、防災対策の強化や市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域ぐるみによる取り組みが必要です。
- ・ 都市構造と住宅環境の変化に伴う各種災害の複雑・多様化によって、防火に対する意識の高揚、即応可能な消防体制が求められていることから、消防施設資機材の整備や適正な人員の配置、消防力と救急・救助体制の強化などを図る必要があります。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 防犯の推進

- ・ 深川警察署、深川市防犯協会など関係機関・団体と連携して、地域ぐるみの防犯活動を積極的に推進するとともに、防犯思想の普及を図ります。

イ 地域防災の推進

- ・ 地域防災計画の見直しやマニュアルの整備により、地域防災力の向上と市民の安全確保を図ります。
- ・ 災害時要援護者支援のため、平時からの見守り活動を通じて要援護者の把握に努め、避難支援プランの推進を図ります。
- ・ 防災意識の高揚と実践力を養うため、自主防災組織の立ち上げなどの支援を行うとともに、町内会・団体等に対する防災訓練等の呼びかけや防災総合訓練等の実施を目指します。
- ・ 災害に強いまちづくりの観点から、風水害時等における危険箇所の洗い出しや改善対応、緊急時に重要な役割を果す公園、道路や橋梁の整備、公共施設の耐震化等に努めます。
- ・ 大規模災害や被害の拡大に備え、各種防災資機材や食糧及び避難所における感染症対策物品等の備蓄のほか、各種機関・団体等との防災協定の締結を促進します。
- ・ 被災者の救援、負傷者の応急処置など災害時に地域住民が率先して支援活動ができるよう、自主防災組織や地域団体における人材の育成を図ります。
- ・ 現庁舎が抱える耐震性能不足等の課題解消に向け、新庁舎を建設し、市民の安全・安心を支える防災拠点としての機能強化を図るとともに、親しまれ利用しやすい庁舎を目指します。

ウ 消防・救急体制の整備

● 消防体制【消防署】

- ・市民一人ひとりの自主防火意識を高めるため、子どもから高齢者まで各年齢層に合わせた研修会や防火教室の開催に努めます。
- ・火災予防の観点から、防火対象物や危険物施設への立入検査などの強化、火災予防関連団体の育成に取り組みます。
- ・防火管理者や危険物取扱者への研修会を開催し、防火管理・安全管理体制の充実を図ります。
- ・住宅火災による焼死者をなくすため、住宅用火災警報器の適切な維持管理などの、住宅防火対策の啓発に努めます。
- ・大規模災害や複雑・多様化する災害に対応する消防施設・設備の充実を図るとともに、各種災害を想定した訓練を実施し、警防・防災体制の強化を図ります。
- ・近年、高齢化や市民意識の変化などから消防団員数が減少していますが、定期的な広報紙等の活用などにより市民周知に努め、団員確保を図ります。

● 救急体制【消防署】

- ・医療機関との連携強化、救急救命士の技術・知識の研さんに努めるほか、ドクターヘリの活用も含めた救急体制の強化に努めます。
- ・応急処置の正しい知識と技術を住民に普及するため、学校や事業所、各種団体へ応急手当の普及を図り、救命率の向上を目指します。
- ・複雑・多様化する救助事案に対応するため、救助技術の向上及び救助資機材の整備を進めます。



(4) 環境・エネルギー

● 現況と課題

- ・豊かな自然環境との調和を図ることで、生物多様性の確保に努めてきましたが、自然環境の適正な保全のためには、自然と共存する社会づくりを推進していく必要があります。
- ・良好な環境の確保・保全の観点から「深川市環境基本計画」などの施策を確実に推進していく必要があります。
- ・資源循環型社会の形成については、資源の有効利用を図るため、市民・企業・行政が一体となって、ごみの3R*に取り組み、ごみの減量とリサイクル率の向上を図ることが必要です。
- ・国は、2050年までにカーボンニュートラル（脱炭素社会）を目指すことを宣言しているため、本市においても国や北海道などと連携しながら、温室効果ガスの排出削減に寄与する再生可能エネルギーの利用などについて普及・促進していく必要があります。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 自然との調和

- ・環境保全及び創造に関する施策推進のために定めた「深川市環境基本計画」が市民・事業者・市の三者の協力のもとで達成できるよう努めるとともに、公共下水道事業をはじめとする各種下水道関連事業と連携し、し尿処理施設を適正に管理します。
- ・自然環境の適正な保全を図るために、身近な自然環境の大切さや、生物多様性への気づきに関する周知・啓発等に取り組み、調和のとれた自然と共存する社会づくりを推進します。
- ・野生生物と人との共生を広く周知し、地域の良好な環境整備と美化意識の高揚を図ります。
- ・野生動物の生息地などを守る取り組みや鳥獣保護に努め、自然と人間の共存のため、個体数調整管理を図ります。

イ 資源循環型社会の形成

- ・市民・企業・行政が一体となって、ごみの3Rに取り組むため、関係機関の協力を得ながら、市民意識の高揚に努めます。
- ・ごみ分別の徹底を図りつつ分別項目を検討し、リサイクル率の向上とごみの減量を図ります。
- ・ごみの適正処理のため、リサイクル法に規定された処理物と処理困難物の処理方法の周知や不法投棄・野外焼却防止対策について、関係機関等と連携し指導の強化を図ります。
- ・事業系一般廃棄物については、事業者の処理責任を明確にし、排出抑制と適正処理の指導を強化します。
- ・産業廃棄物については、関係機関・団体との連携を密にし、適正処理を推進します。
- ・ごみ処理費用を軽減するため、広域処理や減量と資源化による埋立ごみの減容化を図りつつ、廃棄物処理施設の整備を進めます。
- ・ごみ処理手数料については、必要の都度、見直しを検討します。



用語解説

* 3R（スリーアール）……環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。

R educe （リデュース）…………… 廃棄物の発生抑制

R euse （リユース）…………… 再使用

R ecycle （リサイクル）…………… 再資源化

ウ 脱炭素社会の実現

- ・国際的な視野に立って、国や北海道が取り組む 2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けた政策等の動向を見きわめながら、温室効果ガスの排出削減に寄与する取り組みを検討します。
- ・再生可能エネルギーについては、その効果や経済性、エネルギー変換効率、二酸化炭素の排出量等を総合的に勘案した上で、公共施設などへの導入の可能性を検討します。
- ・新庁舎においては、地中熱や太陽光といった再生可能エネルギーの活用など、省エネルギー化を積極的に図ります。



(5) 移住・定住

●現況と課題

- ・ 深川市移住定住サポートセンターにおいて、移住・定住に関するあらゆる相談に対応しており、移住体験事業の実施や首都圏等でのPR活動・相談会に参加するとともに、各種メディアを利用した情報発信などに努めてきました。
- ・ U・I・Jターン*などを含めた首都圏等から地方への人の流れが増えつつあり、今後も深川の良好な自然環境や交通の利便性をアピールし、移住体験事業を充実するなど、人口維持施策の柱の一つとして、移住・定住の取り組みを推進していくことが必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、企業等でのテレワークやワーケーションの取り組みが加速しているため、これらの受入を通じた地域との関わりを深めることにより、地域課題の解決や将来的な定住に結びつくことなどが期待される関係人口の創出に努める必要があります。

●政策の方向性（主要施策）

ア 移住・定住の推進

- ・ 首都圏等でのPR活動や移住体験事業などを推進するとともに、移住希望者が必要としている情報の発信や受入体制の充実に努めます。
- ・ 若年層の移住者を増やすためには仕事と住まいのサポートが求められることから、移住希望者を対象とした無料職業紹介や空き家紹介等の充実を図り、移住者の総合的なサポートに取り組みます。
- ・ オンラインによる移住相談の体制を整備するなど、移住希望者が相談しやすい環境を整え、移住者の増加を図ります。
- ・ 普段の職場を離れて働きながら休暇を楽しむ新たなワークスタイルにおけるニーズに対応するため、テレワーク環境等の整備や農業体験など地域資源を活かした特色あるワーケーション事業を推進し、関係人口の創出を図ります。



用語解説

- * U・I・Jターン ……地方移住における移住者の移動形態
 Uターン……………生まれ育った地方から別の地域へ移り住み、その後、元の地方へ移り住むこと
 Iターン……………生まれ育った地域から別の地方へ移り住むこと
 Jターン……………生まれ育った地方から別の地域へ移り住み、その後、生まれ育った地方近くの地域へ移り住むこと

各論

4

人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野

(1) 人材の育成

● 現況と課題

- ・急速に変化する社会環境のもとで心豊かな人生を送るために、誰もが生涯のいつでも自由に学ぶことができ、その成果を活かすことができる生涯学習社会の充実が求められています。
- ・リカレント教育*をはじめ多様化・高度化している市民の学習ニーズを的確に捉えた学習環境づくりや関係機関のネットワークづくりを進める必要があります。
- ・生涯にわたり自ら学ぶ意欲を持ち、活動につなげていくためには、幼少期から学習に参加する機会の提供や施設機能の充実が必要です。
- ・次代を担う世代を中心に地域づくりに資する活動への積極的な支援など、人材や団体の育成を進める必要があります。
- ・国際的な視点や意識を醸成することや、国際化に対応できる人材を育成するためには、より多くの市民が関わることができる国際交流事業などを実施する必要があります。
- ・新たな在留資格の創設などにより、本市で暮らす外国人も増加が予測されるため、外国人と共に暮らすことへの理解の促進や、外国人が暮らしやすい環境の整備が必要です。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 生涯学習の推進

- ・市民自らが、市民の学習ニーズを反映した生涯学習関連事業の企画・運営ができるよう取り組みます。
- ・市民団体が主催する研修会等に市職員が講師として出向く「出前講座」などにより、生涯学習に対する意識の高揚を図ります。
- ・老朽化が著しい中央公民館の建て替えに向けた検討・整備を進めます。
- ・既存の各種社会教育施設が有効活用されるよう、状況の変化を踏まえた検討や、機能維持・充実に努めます。
- ・図書館との連携による学校での読書活動支援など、子どもの読書機会の提供と充実に取り組みます。

イ 人材育成の推進

- ・人材育成基金を活用するなどして、福祉・教育・産業など幅広い分野で活躍できる人材や団体の育成及び支援に取り組みます。
- ・市民に対してまちづくりや地域づくりに参画する意識の醸成を促します。



用語解説

- * リカレント教育 ……生涯を通じて学び続けていくこと。学校教育から離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

ウ 国際交流と多文化共生の推進

- ・国際交流に取り組む団体と連携し、市民レベルで他国の文化や生活習慣を学ぶなどの事業を実施することにより、国際化に対応したまちづくりを推進します。
- ・次の世代を担う青少年を中心に国際化に対応できる人材の育成に取り組めます。
- ・今後、留学・就労などを目的とした外国人住民の増加が見込まれるため、外国人が安心して働き、暮らすことができる環境の整備など、多文化共生に向けた取り組みを行います。



(2) 学校教育

● 現況と課題

- ・ 幼児期は人間形成の基盤を育む時期であることから、幼稚園・保育園から小学校にかけて発達段階に応じた教育が必要であり、そのためには幼稚園・保育園と小学校との連携が重要です。
- ・ 小中学校では、子どもたちが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育が求められています。
- ・ 小中学校・家庭・地域の関わりでは、相互に連携・協働を進め、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりが重要です。
- ・ 小学校の配置については、少子化などの社会情勢等を踏まえ、その在り方を考えていく必要があります。
- ・ 学校給食は安全で安心な給食を安定して提供するための環境整備とともに、地場産品を活用した食育の推進が重要です。
- ・ 特別支援教育*は、インクルーシブ教育*システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもも障がいのない子どもも共に学ぶ環境の整備が必要です。
- ・ 市内の公立高等学校は、北空知の教育機会の確保と教育水準の維持のため、魅力ある学校づくりを進めるなど、入学者確保に向けた取り組みが必要です。
- ・ クラーク記念国際高等学校及び拓殖大学北海道短期大学は、地域の発展を支える高校・大学として貢献されており、本市では様々な角度から支援に努めてきました。今後も両校がさらに充実・発展されるよう支援を続けることが必要です。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 幼児教育の充実

- ・ 幼稚園・保育園と小学校教育との接続が円滑に行われ、発達段階に応じた教育が充実するよう、相互の情報交換を行い、連携を図ります。
- ・ 地域社会や保護者ニーズの多様化に対応した幼児教育の推進を支援します。

イ 義務教育の充実

- ・ 知・徳・体が一体となった教育課程の編成・実施のもと、家庭との連携・協力により、学習の質の向上と量の確保を図り、児童生徒の確実な学力の向上と定着に取り組めます。
- ・ ICT環境の活用等より、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に取り組み、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。



用語解説

- * 特別支援教育 ……障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する観点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、学校において適切な指導と必要な支援を行うこと。
- * インクルーシブ教育 ……子どもたち一人ひとりが多様であることを前提とした指導や支援に加え、障がいのある子どもも、ない子どもも平等に、そして可能な限りともに学ぶ仕組み。

- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域参観日など保護者や地域住民が学校運営に参画する制度等を活用することで、家庭や地域社会との連携・協働を進め、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりに取り組みます。
- ・児童生徒の豊かな人間性と郷土愛を育成するために、自分と他者の大切さを認めた人権教育や郷土の特色を活かした活動などに取り組みます。
- ・生きる力の土台となる健やかな体づくりのため、体力・運動能力の向上とともに自己の健康の保持増進を図ることができる能力の育成に取り組みます。
- ・様々な学びを実現するには教職員の資質向上が必要となるため、職員評価制度の活用のほか、教職員の研修の充実などに取り組みます。
- ・非行・いじめ・不登校など児童生徒の問題行動等の未然防止・早期対応のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置による体制づくりを進めるとともに、学校での児童生徒指導や家庭・地域と連携した取り組みを行います。
- ・事件・事故及び災害から子どもたちを守るため、関係機関と連携して通学路の安全を図るとともに、安全教育や防災教育の充実を図ります。
- ・老朽化や機能低下の進んだ学校施設の改修などにより、教育環境の整備、充実を図ります。
- ・小学校の配置について、児童にとって望ましい教育環境の実現に向け、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに検討する機会を作ります。
- ・学校給食については、安全で安心な給食を提供するための環境整備を行うとともに、地場産品を活用したメニューを提供することにより、郷土に根付いた食育を推進します。

ウ 特別支援教育の充実

- ・一人ひとりの障がいの種類と程度に応じた適切・効果的な指導が行われるよう、教育環境の充実を図るとともに、関係機関と連携した適切な教育相談と就学指導を実施します。
- ・学校への入学や卒業など子どもの成長に伴う環境の変化で必要な支援が途切れないよう、高校などの関係機関との連携を図ります。
- ・インクルーシブ教育を推進するため、指導にあたる教職員の研修機会を確保するなど、環境づくりに取り組みます。

エ 高校・大学教育の充実

- ・市内公立高等学校の魅力づくりを支援するとともに、その魅力の情報発信を行います。
- ・市内小中学校と連携することで、保護者や児童生徒が市内公立高校に対する理解を深められる取り組みを行います。
- ・私立学校については、クラーク記念国際高等学校生徒の市内イベント参加などの地域交流を促進するとともに、スクーリング*などでは、本市の地域資源を生かした体験学習となるよう協力するなど、地域に定着した学校として充実・発展するよう支援します。
- ・拓殖大学北海道短期大学については、振興助成制度により学生確保の取り組みを支援するほか、市民公開講座開催にかかる連携やミュージカル公演などの地域交流事業に対する助成など、地域に根ざした大学として充実・発展するよう支援します。



用語解説

* スクーリング ……学校通信教育の一課程で、一定期間通学して受ける面接授業のこと。

(3) 社会教育

● 現況と課題

- ・ 市民一人ひとりが充実した心豊かな生活を送るためには、地域の課題、自らの興味や関心に基づき、自分自身を高める学習活動を充実させ、その成果を地域に生かしていくことが求められています。
- ・ 子どもが健やかに成長していくためには、子どもが地域社会の中で活動できる力を養っていくことが必要です。
- ・ 家庭と学校、地域社会との結びつきを深め、社会全体で子どもたちの社会性や人間性を豊かに育てていく必要があります。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 社会教育活動の充実

- ・ 市民の学習ニーズに応える情報の提供や市民主体の社会教育活動に対する支援に取り組みます。
- ・ 公民館等の社会教育施設の機能を十分に活用し、サークル活動や各種講座、公民館等フェスティバルの開催など、市民の学習活動の充実を図ります。
- ・ 各種社会教育施設の適切な整備と維持管理に努めます。

イ 家庭・地域教育の充実

- ・ 小中学校単位で開設される家庭教育学級に対し、家庭教育に関する事業のほか学校と社会教育関係機関・団体等が連携・協力して企画実施される学習活動を支援します。
- ・ 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、地域の教育力の向上を図ります。

ウ 青少年育成の推進

- ・ リーダー養成事業や子どもが企画する事業などの実施により、子どもが地域社会の中で活動できる力を養える機会を提供します。
- ・ 生きがい文化センター内の「生き生きスポット」において、放課後等における子どもの安全な居場所を確保します。
- ・ 各種学習・体験・交流活動などの事業を通じて青少年の健全育成に取り組みます。
- ・ 青少年からの悩み相談に適切に応じられる体制の充実を図ります。
- ・ 青少年の非行を防止するため、青少年指導委員による街頭指導活動や、有害図書類などの取扱店の立入調査などを行うほか、地域の青少年育成組織の活動を支援します。

(4) 芸術・文化・スポーツ

● 現況と課題

- ・豊かでうるおいのある人生を送るためには、幼少期から優れた芸術文化に触れ、感性を磨く機会が必要です。
- ・人口減少や少子高齢化が進む中で、芸術・文化グループなどの維持・継続や活動の活性化を図るためには、より活動しやすい施設整備を行う必要があります。
- ・郷土の歴史や貴重な文化財を次代へ確実に引き継いでいくためには、文化財の情報を正確に記録し、いつでも検索・閲覧ができることが必要です。
- ・文化財への理解を深めるため、文化財が広く市民の目に触れるよう工夫する必要があります。
- ・心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることが必要となるため、スポーツを楽しむ機会の提供が求められています。
- ・スポーツ合宿やハイレベルな競技会の積極的な招致を通じて、市民のスポーツに対する興味・関心や参加への機運を高め、競技人口の拡大や競技力向上を図る必要があります。
- ・競技スポーツにおいては、個々の競技力を高めながら、生涯スポーツに結びつけていくことが必要です。

● 政策の方向性（主要施策）

ア 芸術・文化の振興

- ・芸術文化施設については、指定管理者による魅力的な事業の実施も含め、優れた芸術・美術を鑑賞できる機会の拡充に取り組みます。
- ・文化総合芸術祭など、市民が活動成果の発表や交流できる機会の充実に取り組みます。
- ・市民自らが芸術鑑賞等の事業の企画立案・運営する活動を支援します。
- ・より多様化・高度化する芸術・文化活動に対応できるよう、各種社会教育施設の整備と機能の充実に努めます。

イ 文化財の保護・活用

- ・指定文化財や埋蔵文化財の適切な保存・継承に取り組みます。
- ・獅子舞などの無形文化財の継承のため、保存会などの育成・支援に取り組みます。
- ・郷土資料及び文献等の情報を劣化させることなく継承できるよう、デジタル化による保存と活用を図ります。
- ・近隣自治体や関係機関と連携・協力を図りながら、より充実した内容の企画展示に取り組みます。
- ・文化財などの郷土学習機会を提供し、ふるさと深川への理解を深める取り組みを進めます。

ウ スポーツの振興

- ・市民が生涯にわたり、心身ともに健康で豊かな生活ができるよう、一人ひとりの健康づくりや体力づくりを進め、スポーツ活動などに親しめる機会や場の充実に取り組みます。

- ・日常生活の中で、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツや、豊かな自然を活用したアウトドアスポーツの普及を図ります。
- ・全道・全国大会等で活躍できるよう深川市スポーツ協会と連携し、各種スポーツ団体の育成を図り、活動支援に取り組みます。
- ・スポーツ合宿の積極的な招致やホフレディスタンスチャレンジなどのハイレベルな大会開催を通じて、市民のスポーツに対する興味・関心や参加への機運を高め、競技人口の拡大や競技力向上を図ります。
- ・多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、スポーツ指導者の養成や適切な施設整備などにより、スポーツ環境の充実に取り組みます。



【 付属資料 】

第1 深川市における総合計画の策定状況

● 深川市総合計画

都市像／「みどり豊かで活気あふれる産業と文化の都市」

計画期間／昭和 47 年度～昭和 56 年度（1972 年度～ 1981 年度）

施策大綱／① 交通、通信体系の整備強化

② 活気あふれる産業の振興

③ 快適な市民生活の確立

④ 人間性豊かな教育文化の振興

● 新深川市総合計画

都市像／「みどり豊かで心ふれあう、活気ある産業と文化の都市」

計画期間／昭和 57 年度～平成 3 年度（1982 年度～ 1991 年度）

施策大綱／① 生き生きとした魅力あふれる産業のまちをつくる

② 安全で住みよい生活環境のまちをつくる

③ 健康で明るく希望にみちた福祉のまちをつくる

④ 郷土を愛し豊かな人間性を育てるまちをつくる

● 第三次深川市総合計画

都市像／「四季はずむ魅力あふれる希望都市」

計画期間／平成 4 年度～平成 13 年度（1992 年度～ 2001 年度）

施策大綱／① いきいきとした機能的なまちをつくる

② 安全でうるおいのある住みよいまちをつくる

③ 健康で生きがいとやすらぎのあるまちをつくる

④ 心ふれあう豊かな人間性をはぐくむまちをつくる

⑤ 活力に満ち魅力ある産業を展開するまちをつくる

● 第四次深川市総合計画

都市像／「市民とともに創る 住みよいまち 深川」

計画期間／平成 14 年度～平成 23 年度（2002 年度～ 2011 年度）

施策大綱／① 市民と協働してつくる心ふれあうまちづくり

② 健やかで安心して生活できるまちづくり

③ 心豊かな人と文化を育てるまちづくり

④ 安全で快適な生活ができるまちづくり

⑤ 活気あふれ地域を豊かにするまちづくり

● 第五次深川市総合計画

サブタイトル／ふかがわ未来創造プラン

目指す都市像／「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」

計画期間／平成 24 年度～令和 3 年度（2012 年度～ 2021 年度）

施策体系／Ⅰ 福祉・健康・医療に関する分野

Ⅱ 経済・産業に関する分野

Ⅲ 快適な生活基盤の構築に関する分野

Ⅳ 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野

第2 深川市新しいまちづくり市民協議会

1 深川市新しいまちづくり市民協議会設置要綱



設置

第1条 第六次深川市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、広く市民からの意見を求めるため、深川市新しいまちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を置く。

任務

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、総合計画の策定に関して、次のことを行う。

- （1） 深川市の将来的なまちづくりの基本方向に関して意見を述べること。
- （2） 総合計画の基本的な事項について意見を述べること。

構成

第3条 協議会は、市長が市民の中から委嘱する委員 25 名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から審議を終了するときまでとする。

会長及び副会長

第4条 協議会には、委員の互選により、会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

機構

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、役員会及び部会を設ける。

役員会

第6条 協議会の会長は、会議の運営について基本的事項及び部会の調整を行うため、役員会を設置することができる。

2 役員会は、協議会の会長及び副会長並びに各部会の部会長及び副部会長をもって構成する。

部会

第7条 協議会の委員は、総会の決定により、部会に所属する。

2 部会には、互選により、部会長及び副部会長各 1 名を置く。

運営

第8条 協議会及び役員会の運営については、会長が、部会の運営については、部会長が招集し、議長となる。

定足数

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

関係者等の出席

第10条 会長及び部会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

事務局

第11条 協議会の庶務は、企画総務部企画財政課で行う。

委任

第12条 協議会の運営に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この訓令は、令和3年2月24日から施行する。

2 深川市新しいまちづくり市民協議会委員名簿



(敬称略)

部会	団 体 名	役 職 名	氏 名	備 考
第1部会	深川市町内会連合会連絡協議会	会長	遠藤 晃一	会長
	深川市商店街振興組合連合会	理事長	成田 雅敏	部会長
	多度志土地改良区	理事長	柏倉 晃	副部会長
	きたそらち農業協同組合	常務理事	中野 隆之	
	深川商工会議所	常議員	吉尾 雅弘	
	深川市農村青年部協議会	副会長	田中 亮嗣	
	一般社団法人深川青年会議所	監事	森井 泰樹	
	連合北海道深川地区連合会	会長	石川 睦子	
	深川建設業協会	副会長	小川 広見	
	一般社団法人深川観光協会	会長	廣野 勝利	
	深川国際交流協会	副会長	宮川 央子	
	市民公募		玉井 康夫	
第2部会	深川市男女平等参画推進協議会	会長	加藤 真佐子	副会長
	一般社団法人深川医師会	会長	松本 三樹	部会長
	深川市内J A女性部連絡協議会	会長	林 智恵美	副部会長
	拓殖大学北海道短期大学	助教	工藤 遥	
	深川市社会福祉協議会	会長	三ツ井 隆博	
	深川市シルバークラブ連合会	会長	山下 昇	
	深川身体障害者福祉協会	会員	増永 輝行	
	深川市P T A連合会	会長	中野 善隆	
	深川市文化連盟	会長	児島 俊一	
	特定非営利活動法人深川市スポーツ協会	副会長	遠藤 由美子	
	市民公募		定岡 雅則	
	市民公募		佐藤 志代	

第1部会 総務・経済・建設部門
第2部会 福祉・保健医療・教育部門

3 深川市新しいまちづくり市民協議会開催状況



年 月 日	会 議 名	審 議 内 容
3. 7. 26	第1回協議会	委嘱状の交付、会長・副会長・役員選出、今後のとり進め方について
3. 7. 26	第1回第1部会	第五次総合計画の概要説明、自由討議
3. 7. 26	第1回第2部会	第五次総合計画の概要説明、自由討議
3. 11. 19	第2回協議会	計画骨子素案協議
3. 12. 15	第2回第1部会	計画素案協議
3. 12. 17	第2回第2部会	計画素案協議
	第3回協議会	第六次計画検討案について ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

第3 まちづくりアンケートなどの状況 (市民意見の反映)

1 まちづくりアンケート



調査対象者	満 18 歳以上の深川市民
抽出方法	住民基本台帳から男女それぞれ 500 名合計 1,000 名を無作為抽出
調査期間	令和 3 年 5 月 21 日～6 月 4 日
回収率	36.63%

2 まちづくりに関する提案・意見の募集



募集期間	令和 3 年 10 月 7 日～11 月 26 日
対象者	どなたでも応募可能（市内・市外、個人・団体、年齢を問わない）
周知方法	市広報紙・ホームページ掲載
提案意見	3 件

3 パブリックコメント（意見募集）



募集期間	令和 4 年 2 月 15 日～3 月 6 日
対象者	市民等（市内に住所を有する者、市内事業所に勤務する者等）
公表方法	市ホームページ、市役所・支所での閲覧配付
意見	12 件

※「市民の意見を聞く会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。
(令和 3 年 8 月 23 日～27 日に市内 5 カ所において開催予定)

第4 総合計画策定委員会

1 第六次深川市総合計画策定委員会設置要綱



設置

第1条 第六次深川市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を推進するため、第六次深川市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

所掌事務

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 総合計画の立案に関すること。
 - (2) 部門別計画の総合調整に関すること。
 - (3) その他総合計画の策定に関して必要なこと。
- 2 総合計画の策定に関しては、委員会の決定は、庁議決定に代わるものとする。

構成

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市長
 - (2) 副市長
 - (3) 教育長
 - (4) 部長職（企画総務部長、企画総務部次長、市民福祉部長、経済・地域振興部長、建設水道部長、建設水道部次長、議会事務局長、市立病院事務部長、教育部長、消防長）
 - (5) 企画財政課長
- 2 委員会の委員長は市長とし、副委員長は副市長とする。

専門部会

第4条 総合計画の円滑な策定を図るため、総務経済、厚生文教の各専門部会を設ける。

- 2 部会に部会長、副部会長及び幹事を置き、所掌事務及び構成については、別表のとおりとする。
- 3 部会長は、当該部会に属する職員と協同して、次に掲げる事務を処理するものとし、副部会長及び幹事は部会長を補佐する。
 - (1) 総合計画素案策定のため、必要な事項の調査研究及び資料の収集・整理に関すること。
 - (2) 部門別計画素案の作成に関すること（施策の体系、目標水準を含む。）。

幹事会

第5条 委員会に、部会長、副部会長及び幹事からなる幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 総合計画原案の作成に関すること。
 - (2) 部門別計画素案の調整に関すること。
 - (3) その他部会の連絡調整に関すること。
- 3 幹事会の会議は、必要に応じて企画財政課長が招集し、これを主宰する。

事務局

第6条 総合計画策定の事務局は、企画総務部企画財政課とする。

- 2 事務局長は、企画財政課長、事務局次長は、企画財政課主幹とする。

関係者等の出席

第7条 委員会は、総合計画の策定に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

補則

第8条 委員会の運営に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

施行期日

この訓令は、令和3年2月24日から施行する。

この訓令の失効

- 2 この訓令は、第2条第1項第1号に規定する総合計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

	所 掌 事 務	所 属（役職）名／担当
総務経済部会	・SDGsに関すること ・人口等フレームに関すること ・市民意識調査及び広報に関すること ・土地利用に関すること ・消防・防災に関すること ・財政に関すること ・協働に関すること ・情報化推進に関すること ・農林水産業に関すること ・商工業に関すること ・観光に関すること ・労働に関すること ・移住・定住に関すること ・消費生活に関すること ・環境衛生及び保全に関すること ・環境保全、地球温暖化防止対策に関すること ・清掃に関すること ・治山・治水に関すること ・道路に関すること ・都市計画に関すること ・公園・緑地に関すること ・住環境に関すること ・上下水道に関すること ・中心市街地活性化に関すること ・その他総務経済部会に関すること	企画財政課長／部会長 企画財政課主幹／委員 総務課長／副部会長 総務課主幹／委員 総務課デジタル推進室長／委員 総務課デジタル推進室主幹／委員 庁舎建設推進室長／委員 自治防災室長／委員 税務課長／委員 税務課主幹／委員 納内支所長／委員 多度志支所長／委員 会計課長／委員 選挙管理委員会事務局長／委員 監査事務局長／委員 監査事務局主幹／委員 議会事務局次長／委員 深川地区消防組合消防本部総務課長／委員 地域振興課長／副部会長 地域振興課主幹／委員 農政課長／委員 商工労政課長／委員 都市建設課長／副部会長 都市建設課主幹／委員 建築住宅課長／委員 建築住宅課主幹／委員 環境課長／幹事 上下水道課長／委員 上下水道課主幹／委員 農業委員会事務局長／委員
厚生文教部会	・SDGsに関すること ・学校教育に関すること ・社会教育に関すること ・芸術・文化に関すること ・スポーツ・レクリエーションに関すること ・生涯学習に関すること ・介護保険に関すること ・高齢福祉に関すること ・社会福祉に関すること ・少子化対策に関すること ・保健・医療に関すること ・市立病院に関すること ・その他厚生文教部会に関すること	学務課長／副部会長 生涯学習スポーツ課長／委員 市民課長／委員 市民課主幹／委員 社会福祉課長／幹事 社会福祉課主幹／委員 高齢者支援課長／部会長 高齢者支援課主幹／委員 健康・子ども課長／委員 健康・子ども課主幹／委員 市立病院管理課長／副部会長 市立病院管理課主幹／委員 市立病院地域連携室長／委員 市立病院地域連携室主幹／委員 市立病院医療安全管理室長／委員

2 総合計画策定委員会開催状況



年 月 日	会 議 名	審 議 内 容
3. 2. 22	第1回委員会	委員会の設置・市民協議会の設置ほか
3. 4. 17	第1回合同専門部会	第六次総合計画の策定について
3. 8. 5	第2回委員会	市民協議会・市民アンケートの結果・市民の意見を聞く会の開催ほか

年 月 日	会 議 名	審 議 内 容
3. 10. 26	第3回委員会	計画素案について
3. 12. 27	第4回委員会	市民の意見募集・第六次計画検討案について
4. 1. 11	第2回合同専門部会（書面）	第六次計画検討案について 目指す都市像について
4. 1. 18	第5回委員会	第六次計画検討案について
4. 1. 24	第3回合同専門部会（書面）	第六次計画検討案について
4. 3. 17	第6回委員会	第六次計画の決定

第5 議会との関係

○ 総合計画調査特別委員会



設 置 令和3年12月7日

委員構成 6名（敬称略）
 委員長 小 田 雅 一
 副委員長 大 前 昭 代
 委 員 近 沢 弘 幸
 田 中 昌 幸
 山 本 時 雄
 佐々木 一 夫
 委員外議員 北 名 照 美
 辻 本 智

調 査 5回
 令和3年1月24日
 令和4年2月8日・9日・10日
 3月10日

委員長報告 令和4年3月18日

第6 総合計画と個別計画との関係

重点計画

計画の名称	計画の目的・概要等	策定年度	計画期間
第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	地方創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する	R2.3	R2～R6
深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン＜改訂版＞	人口の現状と将来の姿の情報を提供し、認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を示す	R2.3	—
深川市過疎地域持続的発展市町村計画	過疎地域としての役割、課題、目指す姿を明らかにし、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進する	R3.9	R3～R7
深川市強靱化計画	国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する	R2.12	R2～R6

1 福祉・健康・医療に関する分野



計画の名称	計画の目的・概要等	策定年度	計画期間
深川市新型インフルエンザ等対策行動計画	病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的とする(R2.4改正)	H26.4	H26～
深川市いのち支える自殺対策行動計画	全庁的な取り組みとして自殺対策を推進する	H31.3	R1～R5
第二次健康ふかがわ21	疾病予防及び健康寿命の延伸を目的とした「健康日本21(第二次)」の地方計画(R3.3見直し)	H28.3	H28～R7
第2期深川市子ども・子育て支援事業計画	幼児期の教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供をすることにより、本市の子どもたちの健やかな育成を図り、市民のニーズに応じていく体制づくりを進める	R2.3	R2～R6
第9次深川市高齢者福祉計画・第8次深川市介護保険事業計画	高齢者施策を総合的に推進する	R3.3	R3～R5
第6期深川市障がい福祉計画・第2期深川市障がい児童福祉計画	障がい者の生活支援に関する実施計画	R3.3	R3～R5
第3次深川市障がい者計画	障がい者施策を総合的に推進する	H26.3	H26～R5
第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画	特定健診・特定保健指導の実施および目標に関する基本的事項を定め、実施率の向上を図ることで、健康寿命の延伸と市国保における医療費の適正化を図る	H30.3	H30～R5

2 経済・産業に関する分野



計画の名称	計画の目的・概要等	策定年度	計画期間
農村地域産業導入実施計画	農村地域への企業の導入の促進に努め、農業と産業との均衡ある発展を図る	R2.3	R1～R6
深川市・北竜町鳥獣被害防止計画	対象鳥獣による被害の防止のための防護柵の設置、その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止	H23.5	H23～R6
第8次深川市農業振興計画	将来に亘り活力と魅力にあふれた農業・農村を構築するため、その振興に関する施策を定める	R2.8	R2～R6
深川市田園環境整備マスタープラン	農業農村整備事業を環境創造型事業として展開するための基本方針	H13.11	H13～
深川市森林整備計画	民有林の整備に関する基本的事項を定める(H30.3樹立)	H10.4	H30～R9
農業経営基盤強化促進基本構想	効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積の目標を定める(R4.3見直し予定)	H6.9	R3～R12
農業振興地域整備計画	農用地等として利用すべき土地の区域を定める	S46.3	S45～

3 快適な生活環境の構築に関する分野



計画の名称	計画の目的・概要等	策定年度	計画期間
深川市立地適正化計画	まちのコンパクト化と周辺地域を公共交通などで接続し、持続可能なまちの実現を図る	R 3. 2	R 2 ～ R23
深川市橋梁長寿命化修繕計画	橋梁の修繕・架替えの優先順位を整理し、予防的修繕へ転換を図り、必要予算の平準化と将来の財政的負担を縮減する (R2.3 見直し)	H25. 4	H26 ～ R10
深川市公営住宅等長寿命化計画	公営住宅の的確な供給と効果的な活用手法を定め、効率的な更新とコスト縮減を図る	R 2. 3	R 2 ～ R 11
深川市公共施設等総合管理計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する (R4見直し予定)	H28.11	H28 ～ R 7
深川市水道事業経営戦略	(1) 安全・安心 (安全で安心して飲める水道水の供給) (2) 安定 (安定的に水道水を供給) (3) 持続 (運営基盤の強化と給水サービスの充実等) ※料金算定時に改訂 (直近: R2)	H29. 3	H29～R 8
深川市下水道事業経営戦略	(1) 健全な下水道経営 (2) 水環境保全と公衆衛生に向けた汚水処理及び施設整備 (3) 環境にやさしいまちづくりに寄与する下水資源活用 (4) 持続可能な施設利用のための適正な維持管理 (5) 都市計画に応じた雨水排水整備 ※使用料算定時に改訂 (直近: H30)	H29. 3	H29～R 8
深川市個別排水処理施設整備計画	個別排水処理施設に関する毎年時の整備計画 (毎年度見直し)	H 7. 6	H 7 ～ R 3
深川市管内舗装修繕計画	修繕計画に基づく舗装の適切な補修を行い、安全・安心な道路網を確保する (期間延長)	H28. 4	H28 ～ R 5
深川市バリアフリー基本構想	すべての人が安全に安心して移動できる環境づくりを目指し、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化事業の推進を図る	H28. 4	H28 ～ R13
深川市公共下水道事業計画	公共下水道整備計画 (R4.3 見直し)	S47. 6	S47 ～ R 8
深川市地域公共交通網形成計画	持続可能な公共交通体系の構築を目指す (R3.3 変更)	H28. 3	H28 ～ R 5
深川市生活排水処理基本計画	公共用水域の水質保全を図り、下水道整備等に関する計画	H27. 3	H27 ～ R 6
深川市公園施設長寿命化計画	計画的な改築・修繕を実施し、施設の予防保全を目的とする	H26. 5	H26 ～ R 5
深川市住生活基本計画	住宅の性能や住環境の向上及び福祉施策やまちづくり施策と連携した住宅施策の展開を図る	H31. 3	R 1 ～ R 10
深川市公共下水道事業ストックマネジメント実施計画	公共下水道施設を最適に管理するため、維持・修繕及び改築に関する事業実施計画	H31. 2	R 1 ～ R 5
深川市ごみ処理基本計画	ごみの収集及び処理に係る基本計画	H25. 3	H25 ～ R 9

計画の名称	計画の目的・概要等	策定年度	計画期間
第11次深川市交通安全計画	交通安全に関する施策、道路交通環境整備に関する計画	R4.2	R3～R7
深川市耐震改修促進計画	既存建築物（昭和56年以前）の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進する	R3.3	R3～R12
第2次深川市環境基本計画	環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する	H31.3	R1～R10
深川市国民保護計画	有事に際して、住民の生命、身体及び財産を保護する	H19.1	H19～
深川市緑の基本計画	緑地の適正な保全及び緑化推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する（R3～R4で見直し予定）	H17.12	H17～R3
深川市都市計画マスタープラン	都市計画に関する基本的な方針で「まちづくりの設計図」となるもの（R3.3改訂）	H16.12	H16～R23
深川市業務継続計画	応急対策及び継続して行う通常業務の実施に関する基本的な考え方や必要な体制を定める	R2.3	R2～
深川市地域防災計画	災害予防、災害応急対策等についての具体的計画（H26改定）	S40.6	S40～

4 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野



計画の名称	計画の目的・概要等	策定年度	計画期間
深川市教育大綱	教育、学術、文化、スポーツの振興に関する総合的な施策の基本理念（H31.4期間延長）	H28.1	H27～R4
深川市学校教育振興計画	教育の目標や方向性を明らかにし、教育に関する施策を総合的・体系的に進める	H29.12	H29～R7
第2次深川市子どもの読書活動推進計画	自主的に読書活動ができるよう子どもの読書活動を取りまく環境整備を図る	R2.3	R2～R6
第9次深川市社会教育中期計画	総合計画の理念とこれまでの社会教育中期計画の取り組みを踏まえ、社会教育の指針を策定する	H30.2	H30～R4
第2次深川市スポーツ振興計画	市民の要求と課題を解決していくため、時代に沿った振興施策の策定と推進を図る	H29.3	H29～R4

5 全ての分野に共通する計画



計画の名称	計画の目的・概要等	策定年度	計画期間
深川市男女共同参画計画（第2次計画見直し版）	男女が社会の対等な構成員として参画できる社会を目指す	H31.3	H30～R4
第3次深川市食育推進計画	市民が生涯にわたり健康で豊かな生活を実現できるよう、食育を市民運動として総合的・計画的に推進する	H30.3	H30～R4
北空知定住自立圏共生ビジョン	圏域全体が魅力あふれる地域づくりと安全で安心して暮らせる地域社会の形成をするための計画	H30.10	H30～R5

基本指針

第六次深川

重点計画

- 第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 深川市過疎地域持続的発展市町村計画

Ⅰ 福祉・健康・医療に関する分野

- ・ 深川市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 深川市のち支える自殺対策行動計画
- ・ 第二次健康ふかがわ21
- ・ 第2期深川市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 第8次深川市介護保険事業計画
- ・ 第9次深川市高齢者福祉計画
- ・ 第2期深川市障がい児童福祉計画
- ・ 第6期深川市障がい福祉計画
- ・ 第3次深川市障がい者計画
- ・ 第2期データヘルス計画
- ・ 第3期特定健康診査等実施計画

Ⅱ 経済・産業に関する分野

- ・ 農村地域産業導入実施計画
- ・ 深川市・北竜町鳥獣被害防止計画
- ・ 第8次深川市農業振興計画
- ・ 深川市田園環境整備マスタープラン
- ・ 深川市森林整備計画
- ・ 農業経営基盤強化促進基本構想
- ・ 農業振興地域整備計画

Ⅲ 快適な

- ・ 深川市耐震改修促進計画
- ・ 第2次深川市環境基本計画
- ・ 深川市国民保護計画
- ・ 深川市緑の基本計画
- ・ 深川市都市計画マスタープラン
- ・ 深川市業務継続計画
- ・ 深川市地域防災計画

市 総 合 計 画

- 深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>
- 深川市強靱化計画

生活環境の構築に関する分野

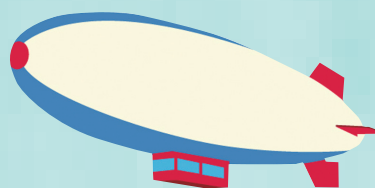
- ・ 深川市立地適正化計画
- ・ 深川市橋梁長寿命化修繕計画
- ・ 深川市公営住宅等長寿命化計画
- ・ 深川市公共施設等総合管理計画
- ・ 深川市水道事業経営戦略
- ・ 深川市下水道事業経営戦略
- ・ 深川市個別排水処理施設整備計画
- ・ 深川市管内舗装修繕計画
- ・ 深川市バリアフリー基本構想
- ・ 深川市公共下水道事業計画
- ・ 深川市地域公共交通網形成計画
- ・ 深川市生活排水処理基本計画
- ・ 深川市公園施設長寿命化計画
- ・ 深川市住生活基本計画
- ・ 深川市公共下水道事業ストックマネジメント実施計画
- ・ 深川市ごみ処理基本計画
- ・ 第11次深川市交通安全計画

Ⅳ 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野

- ・ 深川市教育大綱
- ・ 深川市学校教育振興計画
- ・ 第2次深川市子どもの読書活動推進計画
- ・ 第9次深川市社会教育中期計画
- ・ 第2次深川市スポーツ振興計画

Ⅴ 全分野共通計画

- ・ 深川市男女共同参画計画（第2次計画見直し版）
- ・ 第3次深川市食育推進計画
- ・ 北空知定住自立圏共生ビジョン



第六次深川市総合計画

令和4年（2022年）3月発行

発行 北海道 深川市
〒074-8650 北海道深川市2条17番17号
電話 0164-26-2246 ファックス 0164-22-8134
市ホームページ <https://www.city.fukagawa.lg.jp/>

編集 深川市企画総務部企画財政課
電子メール kikaku@city.fukagawa.lg.jp

